

# 令和3年第4回防府市議会定例会会議録（その4）

○令和3年9月10日（金曜日）

---

## ○議事日程

令和3年9月10日（金曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
  - 2 会議録署名議員の指名
  - 3 一般質問
- 

## ○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

---

## ○出席議員（25名）

1 番	橋 本 龍太郎 君	2 番	牛 見 航 君
3 番	梅 本 洋 平 君	4 番	河 村 孝 君
5 番	清 水 力 志 君	6 番	和 田 敏 明 君
7 番	今 津 誠 一 君	8 番	村 木 正 弘 君
9 番	久 保 潤 爾 君	10 番	吉 村 祐太郎 君
11 番	曾 我 好 則 君	12 番	宇多村 史 朗 君
13 番	藤 村 こずえ 君	14 番	青 木 明 夫 君
15 番	田 中 敏 靖 君	16 番	松 村 学 君
17 番	高 砂 朋 子 君	18 番	山 田 耕 治 君
19 番	三 原 昭 治 君	20 番	田 中 健 次 君
21 番	森 重 豊 君	22 番	石 田 卓 成 君
23 番	安 村 政 治 君	24 番	河 杉 憲 二 君
25 番	上 田 和 夫 君		

---

## ○欠席議員

なし

---

## ○説明のため出席した者

市	長	池田	豊	君	副	市	長	森重	豊	君
教	育	長	江山	稔	代	表	監	査	委	員
上	下	水	道	事	業	管	理	者	河	内
人	事	課	長	松村	訓	規	君	総	務	部
地	域	交	流	部	長	能	野	英	人	君
健	康	福	祉	部	長	藤	井	隆	君	産
土	木	都	市	建	設	部	長	石	光	徹
会	計	管	理	者	寺	畑	俊	孝	君	農
監	査	委	員	事	務	局	長	田	中	洋
消	防	長	米	本	静	雄	君	教	育	部
								長	杉	江
									純	一
									君	

○事務局職員出席者

議会事務局長 藤井 一郎 君 議会事務局次長 廣中 敬子 君

午前10時 開議

○議長（上田 和夫君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（上田 和夫君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。21番、森重議員、22番、石田議員、御兩名にお願いを申し上げます。

一般質問

○議長（上田 和夫君） 議事日程につきましては、昨日に引き続き、一般質問でございます。よろしくお願いたします。

これより質問に入ります。最初は、17番、高砂議員。

〔17番 高砂 朋子君 登壇〕

○17番（高砂 朋子君） おはようございます。「公明党」の高砂でございます。通告に従いまして、4項目にわたり質問をいたします。どうぞよろしくお願いをいたします。

第1項目めでございます。犯罪被害者等支援のためのさらなる取組についてお伺いをいたします。

犯罪被害者等の権利・利益の保護が図られる社会の実現に向け成立した犯罪被害者等基本法の下、本年3月、令和3年度から5年を期間とする第4次犯罪被害者等基本計画が国

において策定され、県においては、本年４月、犯罪被害者等支援条例が施行されました。犯罪被害に遭われた方の心身の不調、経済的な負担、仕事や生活への影響等、様々な状況に対応し、二次的被害が生じないように配慮することが盛り込まれております。二次的被害とは、犯罪等により直接的な被害を受けた後に、周囲からの配慮に欠ける言動、インターネット等を通じた誹謗中傷、過激な取材や報道等による精神的な苦痛、身体の不調、名誉の棄損、そして、生活の平穩の侵害、経済的な損失等をいいます。

県に先行し、他市に先駆けて、防府市犯罪被害者等支援条例が平成２５年４月に施行。犯罪被害者の方、その家族に対し、穏やかな生活を取り戻せ、地域社会において支えられるよう、警察や関係機関等と連携・協力し、総合的に支援をしていくとしてスタートし、８年が経過しております。

条例には、市、市民等、事業者の責務に加え、学校等の責務が明示されており、学校、家庭及び地域社会と連携し、人権尊重のための教育活動を推進することが示されていることは重要な点だと思います。

今後、現在の社会情勢等を反映し、二次的被害が生じないように理解の促進を図るとともに、犯罪被害に遭われた方が受けた被害の回復、軽減に向けたさらなる取組の推進と相談体制の充実が必要ではないでしょうか。

本市では、支援金として、亡くなられた市民に３０万円、傷害を受けた市民に１０万円を給付されていますが、併せて、被害者となられたことによる収入減少等により経済的に困窮された場合への支援についても、配慮が必要ではないかと思っております。

また、本年２月、県議会での公明党議員の質問に対し、知事は、条例制定を契機に、犯罪により転居を余儀なくされた被害者等に対する転居費用助成制度を新たに創設すると答弁され、今年度、事業化されております。

犯罪被害者となられた方々が安心して暮らせるよう、県、関係機関との連携の下、配慮の行き届いた切れ目のない支援をぜひともお願いしたいと思います。本市の御所見を伺います。

○議長（上田 和夫君） １７番、高砂議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 高砂議員の犯罪被害者等支援のためのさらなる取組についての御質問にお答えします。

犯罪等の被害に遭われた方々やその御家族に少しでも早く再び穏やかな生活を取り戻していただくことは、私たちの願いです。

私は、犯罪被害者の御家族のお話をお聞きする機会や、被害者の方々の御遺品の展示等

を拝見する機会が度々ございました。また、最近では、千葉県八街市での飲酒運転により児童が巻き込まれた痛ましい事故もあり、犯罪被害者やその御家族を支援することの重要性を改めて感じているところでございます。

本市におきましては、犯罪被害者等への支援を推進し、被害者等を支える地域社会の形成を図ることを目的として、平成24年12月に、県内で最初に防府市犯罪被害者等支援条例を制定いたしております。本市では、この条例に基づき、これまで被害者に対する支援金の支給をしてきたほか、学校において民間の犯罪被害者支援団体と連携し、被害者の御家族による講演やパネル等の展示をするなど、犯罪被害者支援への理解の促進にも努めてまいりました。

しかしながら、この条例制定後、社会情勢の変化は著しく、特にSNSの普及による誤った情報の拡散や誹謗中傷が深刻化しており、議員御指摘のとおり、二次的被害の防止や被害者等への支援について、さらなる取組が重要になっていると考えております。

こうしたことを踏まえた本市の取組として、まず、二次的被害防止の取組についてです。これまでも学校において啓発等をしてまいりましたが、今後、県や民間支援団体等との連携を一層強化し、公共施設等におけるパネル展示など、市民の皆様の理解促進に向けたさらなる啓発の取組を進めてまいります。

次に、相談体制の充実についてです。相談体制の充実については、被害者の方や御家族からの相談窓口として、市の社会福祉課にワンストップ窓口の設置を検討しております。また、国の犯罪被害給付制度や県の各種助成制度についても活用できるよう、しっかりとサポートしてまいりたいと考えております。

次に、支援の拡充についてです。県においては、今年3月に、山口県犯罪被害者等支援条例が制定され、今年度から議員御提案の転居費用の助成制度が設けられています。この県条例制定に当たって、県が開催された犯罪被害者等への支援に関する検討会に、私も市長会を代表いたしまして参加させていただき、意見も述べさせていただきました。その場でも申し上げさせていただきましたが、私といたしましては、本市の行っている支援金は、あくまでも見舞金であると考えております。

社会情勢は刻々と変化しており、被害者等の置かれた状況も様々であります。こうしたことから、今後、市の条例を時代に合った条例へと見直しを行い、その中で、市としての支援についても、国・県・市の役割を踏まえた上で検討をしていきたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（上田 和夫君） 17番、高砂議員。

○17番（高砂 朋子君） 市長より、重要性を感じていらっしゃる思いの上に、さらな

る取組として、二次被害防止への取組、また啓発、そして相談体制のワンストップ化などの前向きな御答弁をいただきました。ありがとうございます。

また、現在支給されております支援金は、あくまでも私もお見舞いのような形の支援だろうと、そういうふうに思っておりました。しっかりと検討していただけると受け止めております。どうぞよろしく願いをいたします。被害者の方々も大きな期待と安心を寄せてくださるのではないのでしょうか。

私も質問に当たり、犯罪被害者の御家族の方々のお話を伺ってまいりました。市内にも御家族が犯罪被害に遭われながらも、二度と自分と同じ被害者家族をつくってはならないと、地域社会の平穏を願い、命の重さを訴えながら、被害後のサポート等に御尽力されている方々がいらっしゃいます。そこに至るまでの御心痛、御苦労は想像を絶するものがあり、改めて敬意と感謝を表したいと思えます。

サポートをされている方がおっしゃっていました。いろんな問題を抱えていても、どこに相談したらよいか分からないのが現状。聞いてあげること、困難を見つけ出してあげることが重要ではないかと。市の相談体制をさらに構築するとともに、県、そして警察、民間支援団体等としっかり連携協議していただきながら、犯罪被害者の方々の支援に、御答弁にありましたように、積極的に取り組んでいただきたいと思っております。

防府市犯罪被害者等支援条例が制定されて8年が経過しております。御答弁にもございましたが、現在の社会情勢、犯罪動向、さらなる取組の必要性を踏まえて、条例の見直し、ぜひともよろしく願いをいたします。

今も悲しみのふちに立ちすくんでおられる方々が、市内にもいらっしゃると思うと、私どももこの方々に思いを寄せ、しっかりと取り組んでいけたらと願っております。どうぞよろしく願いをいたします。

それでは、2項目め、困難や不安を抱える女性への支援について質問をいたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、多くの方に様々な影響を及ぼしており、特に困難や不安を抱える女性の声は取り上げられにくく、女性の視点を入れた政策形成の必要性を改めて強く感じております。

そこで、3点にわたり質問をいたします。

1点目。コロナ禍において、妊産婦の方が抱えておられる困難や不安への対応、支援について伺います。

先月、千葉県において、新型コロナウイルスに感染した妊婦が、入院先が見つからず自宅で出産し、新生児が死亡したとの報道に言葉を失いました。コロナ禍において、妊娠に不安を抱えながらも、我が子を抱ける日をどれほど楽しみにされていたかと思うと、胸が

痛みます。

感染が妊婦や胎児へ与える影響を心配しながらの生活、里帰り出産や立ち合い出産の制限を受け、出産後は、家族や友人、地域との交流も思うようにできず、孤立や孤独を感じながら暮らしておられる方々が多くいらっしゃいます。当初、妊娠中のワクチン接種についての不安の声もありました。本市におきましては、医療機関をはじめ、様々な関係機関との連携の下、妊産婦に寄り添った支援を行っておられ、心より感謝と御礼を申し上げます。改めて、どのように取り組んでおられるかお聞かせください。

コロナ禍において、女性の雇用や生活に深刻な影響を及ぼし、困窮する女性が生理用品すら買えない生理の貧困問題が、民間団体が行ったアンケート調査によって顕在化し、これまで当事者が声を上げづらかった問題が、大きく行政や社会を動かすことになりました。

私ども公明党は、昨年10月、同団体からの要望を受け、幅広く声をいただく機会を設けた後に、本年3月、国会でいち早く困窮女性への支援、学校での生理用品配備等の対応を求めました。政府は、6月、女性の健康や尊厳に関わる重要な問題として、女性活躍・男女共同参画の重点方針に示し、全国への展開を求めています。

そこで、2点目。県は、孤立する女性を支援する民間団体の活動を後押しする地域女性活躍推進交付金を活用し、委託先に生理用品の提供等を通し、支援を開始しております。本市におきましても、生理の貧困問題にも目を向けていただき、さらに、困窮する女性の背景や事情に丁寧に向き合い、寄り添った支援や相談体制を充実させていくことが重要だと考えますが、いかがでしょうか。

3点目。小・中学校トイレに生理用品配備し、子どもたちが安心して学校生活を送れること、また、背景にある困難や不安に寄り添える体制が必要と考えますが、いかがでしょうか。

生理の貧困問題は、女性の声なき声でした。国会で取り上げられ、大きく報道されたことに、違和感を持たれた方も多かったと思います。平均の生理期間は約40年間。なくては絶対困る生理用品が手元がない不安や、襲ってくる体調不良の悩み等を、女性は全員共有できます。ましてや、経験の少ない子どもたちが一人で悩む姿を思い浮かべるだけで、胸が痛みます。どうか、なくては絶対困るものへの支援と、その背景にある困難な状況への支援をお願いしたいと思います。本市の御所見を伺います。

○議長（上田 和夫君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤井 隆君） 高砂議員の困難や不安を抱える女性への支援についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目のコロナ禍においての妊産婦の支援についてです。

本市においても、実際に妊産婦の方と保健師が面接する中で、感染が心配で外出したくない、実家が市外のため支援が受けにくいなどの声を聞いており、コロナの影響が長期化する中で、妊産婦の方が孤立せず、安心して妊娠・出産・育児ができるよう支援していくことの重要性を日々感じているところです。

まず、妊産婦の方への支援といたしましては、予約なしで気軽に立ち寄ることができ、日頃の悩みを相談できる場として、子育て世代包括支援センター子育て応援室まんまるほうふを保健センター内に設置し、助産師・保健師が相談に応じており、今年2月からは、コロナ禍の中、外出を自粛されている妊産婦の方が安心して相談できるよう、妊娠・子育てオンライン相談を開始いたしました。

さらに、特に困難や不安を抱えている妊産婦の方に対しましては、地区担当保健師が家庭訪問などを行うとともに、必要時は関係機関と連携しながら寄り添った支援を行っております。

次に、妊婦の方を対象とした事業といたしましては、感染症対策を徹底しながら、両親学級や妊婦の方同士の交流を目的にした「プレママ★まんまるサロン」を実施いたしております。

また、昨年からは、外出による感染リスクを軽減し、食育の推進と体の健康をサポートすることを目的に、旬の地元食材をお届けする妊婦健康サポート事業も始めたところであり、コロナ禍の中、大変好評をいただいております。

さらに、産婦の方を対象とした事業といたしましては、産後、心身に不調がある方や身内のサポートが難しい方などを対象に、産婦人科に宿泊し、授乳方法やおむつの替え方などの育児方法を学んだり、休養を取ることを目的に、宿泊型産後ケア事業を実施いたしております。このコロナ禍の中、令和元年度、延べ22人であった利用者が、令和2年度は60人と利用者が約3倍となりました。

ほかにも、心身に不調や育児に対する不安が強い方を対象に、毎月予約制で、臨床心理士による個別相談も実施しております。

このように、本市では、子どもが健やかに育つ環境づくりに取り組んでおり、全国的に出生数が減少する中、本市の出生数は、令和2年度は864人と、令和元年度の861人を上回っており、このコロナ禍において、妊娠・出産への大きな影響は受けておりません。今後も引き続きコロナ禍においても、妊産婦が孤立せず、安心して妊娠・出産・育児ができるよう、しっかりと支援してまいります。

続きまして、2点目の生理用品の提供等を通じた困難や不安を抱えている女性への支援についてです。

議員御案内のとおり、コロナ禍において、経済的な困窮等の理由で生理用品を買えない女性がいる問題、いわゆる生理の貧困の問題が顕在化し、自治体や民間団体による生理用品の配布が行われております。

本市でも防府市社会福祉協議会に働きかけ、生活に困窮されている方に対し、食料品の配布とともに、生理用品の配布についても行っていただいております。

県においても、民間団体への委託により、生理用品の配布を通じて、様々な困難や不安を抱える女性への相談支援を行うつながりサポート事業を8月から開始されており、本市での面接相談が今後2か月に1回程度実施される予定です。

市といたしましては、議員御案内の生理の貧困問題は、経済的な困窮の問題にとどまらず、その背景には、その家庭が抱える様々な問題が潜んでおり、そうした背景や事情にも目を向けた上での支援が必要であるとの認識をしております。

このため、社会福祉協議会等と連携を図り、市の相談窓口や、行政が行う支援制度を案内することなどにより、市への相談及び必要な支援へとつなげる取組を行ってまいります。今後も県や関係機関と連携を図りながら、女性の抱える問題や家庭の状況の把握に努め、困難や不安を抱える女性、また、その御家族にも寄り添った相談・支援に努めてまいります。

私からの答弁は以上となります。

○議長（上田 和夫君） 教育長。

〔教育長 江山 稔君 登壇〕

○教育長（江山 稔君） 私からは、3点目の小・中学校におけるトイレへの生理用品の配備についてお答えいたします。

私は、学校が全ての児童・生徒にとって安心・安全な場所であること。そして、教職員が困っている児童・生徒に寄り添った支援をすることは重要であると認識しております。

本市の小・中学校においては、生理用品を保健室で保管し、児童・生徒から申出があったときに養護教諭等が手渡しするようにしております。その際、養護教諭等は児童・生徒の生理や体調面に関する相談に乗り、様子を観察することで、その子の生活面で困っていることも把握するように努めております。

そして、そこで聞き取った内容に応じて、困っている児童・生徒を学校として組織的に支援するようにしております。さらに、必要な場合には庁内の関係課や関係機関にもつないで情報共有を行い、連携してその児童・生徒を支援するように努めております。

このような体制を取り、現在、市内の小中学校においては、困っている児童・生徒が保健室に生理用品を取りに来た際には養護教諭がその子と話し、相談に乗るなどのことを進



めております。

さらに、養護教諭で構成される養護部会等とも協議をし、困ったことがあればいつでも保健室に相談に来てよいということを児童・生徒に知らせるポスターをトイレの個室に提示すること、また、児童・生徒が急に生理になったときに養護教諭に見せれば、生理用品を受け取ることができるカードをトイレに置くことなど、具体的な方法を学校に示し、各学校において対処しているところでございます。

防府市教育委員会といたしましては、これからも保健室で生理用品を手渡しすることを通して、児童・生徒の困っていることの把握や心のケアに努めるよう、学校に働きかけてまいります。

以上、答弁申し上げます。

○議長（上田 和夫君） 17番、高砂議員。

○17番（高砂 朋子君） 御答弁ありがとうございました。

健康福祉部におかれましては、様々な丁寧なお取組をさせていただいております、本当にありがとうございます。

まんまるほうふの存在は、本当に大きいと感じております。旬の野菜をお届けする妊婦サポート事業も私の元にも大変喜ばれている声をいただいております。ありがとうございます。継続して事業化されるように併せてお願いをしておきます。

学校におきましても、大変御配慮をいただいているということをお伺いをいたしました。保健室で手渡しということで、養護教諭の対応に本当に感謝をしております。また、いろいろな具体的なお示しをいただきまして、引き続き、どうかよろしくお願いをいたします。

1点、再質問をいたします。

妊娠後期の感染は重症化しやすく早産のリスクも高まるとされていることや、関係学会が妊婦への接種を呼びかけていることから、厚労省はできるだけ早く優先的にワクチン接種を受けられるよう配慮を求める事務連絡を出しております。本市における取組をお聞かせください。

○議長（上田 和夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤井 隆君） 御質問にお答えいたします。

妊娠中に新型コロナウイルスに感染すると特に妊娠後期は重症化しやすく、また、早産のリスクが高まると言われております。そうしたことから、本市では医師会とも協議し、既に妊婦の方へのワクチンの優先接種に取り組んでおります。

具体的には、ワクチンの予約受付を行っている新型コロナワクチン予約・相談センターにおいて、妊婦の方とお聞きすると、できるだけ早期に接種ができるよう、キャンセルが

出たところへ御案内するなどの対応をいたしております。

今後も安心していただけるよう、しっかり取り組んでまいりたいと思います。

○議長（上田 和夫君） 17番、高砂議員。

○17番（高砂 朋子君） いろいろ取り組んでいただいているということでございます。ありがとうございます。まだまだ先が見えないコロナ禍において、妊産婦の方々への温かい支援を引き続きよろしく願いをいたします。

子どもたちへの感染も大きな心配となっております。大人が守っていくしかございません。注意喚起など感染対策をどうぞよろしく願いをいたします。5年先、10年先に、あのときは大変だったけど、あなたと頑張っただけよかったよと親子で語らっていただきたいと心から願っております。

生理の貧困問題は、生理用品を配備すれば解決する問題でないことを誰もが理解しているわけですが、この問題を多くの人を知ることにより、皆で支えていこうというムーブメントにつながっていけばと思っております。

先月、大手の量産メーカーがエアリズム素材の吸水サニタリーショーツを発表され、生理の貧困に悩む人々への寄附を検討されているとの報道、また、あらゆる団体が生理用品等を寄附という報道を見ました。あなたの周りにはたくさんの人が寄り添っていますとメッセージを伝えることができ、背景にある困難や不安の解消に向けての支援につながることは大きな意義があります。

本市には、DV等の相談先として女性相談窓口が設置され、その背景にあらゆる課題にも丁寧に対応していただいております。さらに、御答弁にありましたように、ワンストップ化をしていただけるとのことでございます。本当にありがとうございます。困難や不安を抱える女性に対し、あらゆる連携の下、さらに積極的な支援をどうぞよろしく願いをいたします。

それでは、次の項に入ります。

3項目めでございます。オストメイトの方への支援について質問をいたします。

私は、これまでにトイレ環境について様々な角度から何度も取り上げ、全ての方が安心してトイレが使える、排泄ができる、この当たり前前が当たり前前のように取り組んでまいりました。今回は、オストメイトの方への支援について質問をいたします。

まず、オストメイトについてですが、様々な病気や事故等により、おなかに排泄のためのストーマー——人工肛門や人工膀胱のことですけれども、をつけた方を言います。外見では分かりづらい内部障害であるため、物理面のバリアに加え、周囲の人の偏見や差別意識といった心理面のバリアがあり、社会的な理解が十分に進んでいないのが現状でございます。

す。

平成17年より、これまでに何度もオストメイト対応のトイレの充実や生活上の福祉向上について取り上げてまいりました。オストメイトの友人から、当時は対応トイレが少なすぎたことやトイレでストーマ処理をして外に出ると、元気なあなたがどうして障害者用トイレを使うのか、あなた、時間がかかり過ぎではと何度も言われたこと、実際に私も腹部につけたストーマを見せていただきながら、彼女から様々な生活上の苦勞を教えていただきましたことがきっかけでございます。

今回は、災害時における問題、高齢化に伴う問題を取り上げます。

この2点は、公益社団法人日本オストミー協会の刊行物にここ数年の大きなテーマとして何度も取り上げられております。当事者のみで対応できることではなく、大きな不安を抱えておられるのが現状です。御家族、医療機関、介護事業者、行政等の連携によらなければ、安心して暮らしていくことはできません。

そこで質問をいたします。

1点目、災害時、オストメイトの方がストーマ装具を自分で持ち出せなかったり、不足となった場合など、関係機関による連携支援が必要になります。ストーマ装具は衣料品でも介護用品でもなく、紙おむつ等と同様の日常生活用品にも関わらず、災害救助の施策や指針に含まれておらず、メーカー各社の無償提供に頼らざるを得ない状況とのことでございます。本市におきましてどのような体制で対応されているのか、お聞かせください。

2点目、高齢化に伴い、高齢オストメイトの方も増加しております。認知症等の場合、在宅でのストーマケアが困難になり、その対策が必要となります。在宅認知症の場合、無意識にストーマ装具をはがしてしまうなどの困難な状況があり、同協会としては、家族や訪問看護師、介護事業者等に様々なストーマケアの工夫を研修され、発信されています。本市におきまして、今後どのように対応されていかれるのか、お聞きしたいと思います。

**○議長（上田 和夫君）** ただいまの質問に対する答弁を求めます。健康福祉部長。

**○健康福祉部長（藤井 隆君）** 高砂議員のオストメイトの方への支援についての2点の御質問にお答えいたします。

本市では、オストメイトの方に対し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、日常生活用具の一つとして、蓄便袋、蓄尿袋などのストーマ装具を給付しております。昨年度の給付実績によりますと、ストーマ装具の給付者数は259人となっております。

まず1点目の、災害等におけるストーマ装具等に関する市の取組についてです。

災害時に避難所への避難が長期化した場合や、災害発生時にストーマ装具などの持ち出

しが困難な場合に、オストメイトの方はストーマ装具が不足する状況に大きな不安を抱えておられます。

このため本市では、平成30年2月に市内のストーマ装具取扱い6事業者と、平成30年5月に1事業者と災害時におけるストーマ装具等の供給に関する協定を締結させていただいております。協定では、災害時において避難所などで必要とされるストーマ装具等の種類に応じ、必要数を市から協定締結事業者に協力要請することで安定的に購入し、提供できることとなっており、速やかにオストメイトの方に供給できるよう災害時の支援体制を整えているところです。

また、災害救助法の適用となる災害が発生した場合には、日本国内のストーマ用品メーカーで構成されるストーマ用品セーフティーネット連絡会において、災害発生から約1か月間、ストーマ装具等を無料提供する取組を行っておられ、災害時においてもオストメイトの皆様にご安心いただけるものと思っております。なお、市民の皆様には、日頃からホームページなどで災害時に備えてストーマ装具の備蓄のお願いもしているところです。

次に、2点目の高齢化に伴う認知症高齢者等のストーマケアの対策についてです。

本市におきましても高齢化が進んでおり、令和元年10月末現在、要介護認定を受けられた高齢者6,839人のうち6割程度が認知症の症状があるという現状があります。

さて、議員御指摘のとおり、認知症のある高齢のオストメイトの方は、居室や衣服を汚してしまう、トイレに畜便袋を流して詰まらせる、清潔が保てず皮膚のトラブルが生じるなどの問題を起こしてしまうことがあります。このような方から相談を受けたケアマネジャーは、専門の医療機関への受診に併せて、訪問看護師やヘルパーなどに情報提供し、認知症のある高齢者のオストメイトの方が適切な介護サービスを受け、安心して生活できるよう支援されています。

これからも、御家族などからのストーマケアの御相談に対して、医療機関と連携して支援するとともに、不安を軽減するよう対応してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（上田 和夫君） 17番、高砂議員。

○17番（高砂 朋子君） 御答弁ありがとうございます。

皆様は、トイレから出られて「時間がかかり過ぎではありませんか」と言われたことがありますでしょうか。オストメイトの方は、内部疾患ですから理解されにくい現状がありまして、言われるたびにつらい思いをされています。なぜ、時間がかかるのかと言いますと、取りつけたパウチの排泄物を捨て洗浄、人工肛門や人口膀胱であるストーマの洗浄、消毒もし、消臭、そして、時には洋服が汚れることもあるので着替えも必要になります。

このオストメイトの方にとっては、日常的な御苦勞を私どもも理解していかなくてはならないと思いますし、多くの方に知っていただきたいと思っております。災害時においては、ストーマ装具がなければ本当に困りますし、周りの配慮がなければ避難生活は不可能です。

先ほど丁寧に御答弁をいただきましてありがとうございます。災害時のストーマ装具の対応としては、現在、7社との協定を結んでおられるとのこと、安心をいたしました。

オストメイトの友人からは、このことについては知っていなかったんですね。そういったこともありまして、災害の報道を見るたびに、私はどうなるんだろうか、オストメイトの方たちはどうされるんだろうかというふうになんか気になっていたら私に教えてくれました。

そういったことから、ぜひともオストメイトの方の申請があった折には、また、給付の要請があった折には、御家族の方、そして、当事者の方にしっかりこういったことも情報伝達をしていただきたいと思っております。

昨年度のストーマ装具給付者は259名との御答弁が先ほどございました。そのうちの85%が高齢者というふうにも聞いております。私も、コロナ禍において、今年に入ってからでございますけれども、がんによって90歳を超えてオストメイトになられた方、その御家族の御苦勞を今も聞いております。大変、今からが心配だと、今は自分で処理ができるけれども、今からが心配だというふうにも御家族の方が言っておられました。体力もなくなってくるわけですね。でも、90歳を超えてストーマをつけながらも元気で頑張っていきたいと思って手術に踏み切られているわけでございます。

そういった方たちの現状もしっかり知っていただきまして、先ほど御答弁にもありましたが、いろいろな各連携機関と共に守っていただきたいということをお願いしておきたいと思います。どうかよろしく願いをいたします。

以上で、この項は終わります。

最後の4項目めでございます。

新市庁舎におけるトイレについてお伺いをいたします。

昨年5月、バリアフリー法が改正され、国交省は本年3月、利用者の多様な特性に配慮したトイレ整備の在り方と適正利用の推進に関する今後の取組方針を公表し、建築物のバリアフリー設計指針を4年ぶりに改訂いたしました。これまで、多目的、多機能トイレとして高齢者や車椅子、乳幼児連れ、オストメイトに配慮した設計を示していましたが、一般の方が使うケースや目的外使用もあり、今後はバリアフリーストイレと改称し、利用対象を明確にするように求めたものでございます。

平成12年の交通バリアフリー法、平成14年の改正ハートビル法により、機能を集中

させた多機能トイレが整備されてきましたが、今後は機能を分散配置し、最適化を図っていくこととなります。

このような流れの中で、不特定多数の方が利用される公共トイレにおいては、様々な利用者の特性に配慮した整備が求められるわけですが、新市庁舎においてどのように計画されているか、お伺いいたします。

○議長（上田 和夫君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総合政策部長。

○総合政策部長（石丸 泰三君） 高砂議員の新市庁舎におけるトイレの整備についての御質問にお答えいたします。

新庁舎につきましては、バリアフリー法にのっとり設計を行ってまいりました。まず、庁舎棟につきましては、各階東西2か所に一般のトイレを設置した上で、主に来庁者の方が利用される西側にバリアフリー対応のトイレを設置しております。また、福祉棟につきましては、建物の規模からトイレは各階1か所とし、それぞれのバリアフリー対応のトイレを併設しております。

庁舎には様々な方がいらっしゃいます。使いたい人が使いたいときにいつでも使えること、これをコンセプトとして、窓口の集中する庁舎棟の低層階や福祉棟を中心に、高齢者や障害をお持ちの方、お子様連れの方などが利用される機能を配置しております。一般のトイレも十分な数をそろえており、分かりやすいサイン等で御案内することによって、適切な利用を促してまいります。

今後、施工に当たりましても、バリアフリー法にのっとり適切に対応してまいります。なお、新庁舎は防災の拠点でありますことから、地震をはじめとした大きな災害が発生して、ライフラインが断絶した場合にも庁舎棟のトイレが利用できるよう、免震構造や汚水貯留槽を採用するとともに、後に整備いたします立体駐車場にも指定緊急避難場所として利用していただけるよう、バリアフリートイレを備えたトイレを設置することといたしております。

以上、御答弁を申し上げます。

○議長（上田 和夫君） 17番、高砂議員。

○17番（高砂 朋子君） 明快な御答弁ありがとうございました。

平成12年成立のバリアフリー法をきっかけに、障害者用のトイレ整備、バリアフリー化は、当時0.1%だったものが、令和元年には88.6%とハード面の整備は大きく進んだわけでございます。

まるで違う国にいるみたいに圧倒的に変わった。この20年で事業者の意識が大きく変化したと、障害者団体の方で車椅子利用の方が語っておられたとの新聞記事を読みました。

ハード面の整備が進んだことは、必要とする方々にとっては大変喜ばしいことですが、一方、一般の方の使用や目的外使用が増え、モラルの普及啓発が課題になっていたこと、オストメイトやトランスジェンダーへの配慮、異性の介助者が一緒に利用できるような配慮が必要になってきたことなどから、心のバリアフリー化とともに新たなバリアフリースペースへと転換のときを迎えたわけでございます。

新市庁舎のトイレがこのような流れに遅れることなく、計画策定後ではございますけれども、市庁舎のトイレは、大変大きな市民への発信ともなります。市民への理解促進も含め、多様性に配慮した、でき得る限りの精神的なバリアフリースペースを構築していただきたいことを強く要望しておきます。

多様性を認め合う調和と共生の社会にとの願いにあふれた東京パラリンピックが、先日、閉会いたしました。ある義足ランナーの方が閉会に当たり、「パラリンピックを通して壁をつくらぬ考え方を一人でも多くの方に知っていただき、持ってほしい」と言われていたのが大変印象的でした。選手の活躍、運営スタッフのおもてなしなどから、改めて心のバリアフリーがいかに大切であるかということを私自身も学びました。今後、大きな課題になると言われております。

防府市にとってなじみ深い道下美里選手の優勝コメントにありました、最高の伴走者のおかげだということでございます。私どもも、この最高の伴走者に近づけるよう努力してまいりたいと思います。

本市のあらゆる施策に、多様性を認め合う調和と共生の精神が反映されていくことを強く願い、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（上田 和夫君） 以上で、17番、高砂議員の質問を終わります。

---

○議長（上田 和夫君） 次は、16番、松村議員。

〔16番 松村 学君 登壇〕

○16番（松村 学君） コロナ禍で残念でございましたけど、先ほどの高砂議員とちよつとかぶってしまいますけど、東京オリンピック・パラリンピックが無事閉幕いたしました。そしてやはり、世界中の多くの選手の健闘は、世界中のたくさんの方に感動を届けたであろうと思っております。特に、本市ホストタウンのセルビア女子バレーボールチーム、見事に銀メダル。そして読売マラソン、毎年出場していただいています女子マラソンの道下美里選手が何と金メダルに輝いたということで、本市の関係の深い人たちが大活躍されることは、大変うれしいことでもあります。

本日は、2点目にこのオリンピックと関係のあるセルビアホストタウン事業の質問もあ

ります。どうぞよろしくお願ひいたします。

まずは1点目、今後の企業誘致の取組について質問いたします。

本市の企業立地の状況は、過去、カネボウやJTなど、数多くの企業が撤退し、有効求人倍率も県下最低まで落ち込み、本市経済が衰退していく危機的状況でしたが、平成26年9月に大和ハウス工業と日本たばこ産業防府工場跡地への新たな工業団地造成に関する協力協定締結により防府テクノタウンが開発され、その危機を逃れ、多くの企業が本市に進出されるようになりました。

平成29年、5号用地に防府通運、平成30年、1、2号用地にワイテック、同平成30年、8、9、10号用地にアグロカネショウ、令和2年、4号用地に千代田運輸が操業開始し、ほぼ完売となっております。その間、平成29年8月にも大和ハウス工業と協力協定締結がなされ、旧中関ゴルフ場跡地に防府第二テクノタウンも開発され、令和3年、4号用地にターメルトフーズが操業開始となり、多くの引き合いが来ているところです。

さらに、従前から唯一未利用になっていた中関三ノ榭未利用地も、令和3年6月に防府通運と防府市とで新事業所建設に係る進出協定がなされております。

企業誘致においては好調である本市ですが、逆に工専や準工といった地域に工場誘導用地はなくなってきており、新たな企業進出や事業所を建設するのに適地がないというお声を昨今、よく耳にいたします。

そこで、以下3点、質問いたします。

まず、1点目として、今後はまとまった敷地と工業水道が近くまで来ている江泊や西浦が次の工場誘導用地の候補になるのではというお考えでございましたが、その後の進捗状況はどうなっているのか。

2点目として、鉄鋼工場や板金工場などは、総務省発刊の日本標準産業分類では工事業に該当するため、工場を建設しても製造工場とみなせないと市でも同様に解釈され、令和元年度に廃止した用地取得奨励金の取得対象外となり、防府に工場を建てようと思って頑張っているのにと悔しい思いをされた方々もいらっしゃいますし、このコロナ禍で企業進出の動きが鈍っているのではと懸念いたしますが、現在の第一、第二防府テクノタウンの企業進出状況をお伺いするとともに、いま一度、用地取得奨励金の復活や工場等設置奨励金、雇用奨励金、工場等設置資金融資など、工場誘致の助成制度の拡充や対象業種の緩和ができないか、お尋ねいたします。

3点目として、市として適地になるようなまとまった土地をお持ちの企業や持ち主に、地元調整も含め、意向調査をリサーチし、企業進出希望の企業に情報提供できないかをお伺いいたします。



よろしく答弁、お願いいたします。

○議長（上田 和夫君） 16番、松村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 松村議員の今後の企業誘致の取組についての3点の御質問にお答えいたします。

製造業をはじめとする企業の進出や事業拡大は、雇用や地元企業との取引を創出し、地域経済の活性化、税源の涵養につながることから企業誘致は大変重要だと考えております。

私は、県職員として企業誘致に取り組んだ経験から、企業が進出を決定する要素は土地、水、労働力はもとより、企業活動を支える道路や港湾などのインフラ、そして最後の決め手は教育環境も含め、従業員の方が住みたくなるまちかどうかだと考えております。

そこで、第5次総合計画において、産業基盤の強化や活力ある中心市街地の形成など、魅力あるまちづくりに取り組んでいるところでございます。

まず、1点目の江泊と西浦を工業誘導用地の候補にすることについてです。防府市都市計画マスタープランにおきましては、議員お示しの江泊地域及び西浦地域を含む市街化調整区域内の6か所を将来の産業・業務地の形成候補地として位置づけております。

このうち、江泊地域内の約100ヘクタールについては、準工業地域とほぼ同等の用途が可能な区域として条例で定めております。近年は、平成24年度に国分西日本株式会社が進出され、また令和2年度には株式会社丸久が進出されるなど、約25ヘクタールに企業が進出されているところでございます。

次に、2点目の防府テクノタウン及び防府第二テクノタウンの状況と、助成制度の拡充や業種の緩和についてでございます。

防府テクノタウンは、その整備に向けては私も県庁時代、少し関わらせていただきましたけれども、平成27年に分譲開始され、全10区画のうち現在7区画に企業が進出されています。

約20ヘクタールの防府第二テクノタウンは、令和2年4月から分譲が開始され、既に1社、企業が進出されています。現在、南北に隣接する市道を整備しておりますので、今年度中には全区画で企業進出が可能となる状況にあります。

そして、本市の大動脈であります国道2号の富海拡幅工事が完成間近となるなど産業基盤の整備が着実に進んでいることから、将来への期待感が増しており、多くの企業から引き合いが来ていると伺っております。

こうした企業の動きを確かなものとするため、国道2号の台道拡幅の早期事業化に向けて、山口市とも連携しながら取り組むなど、引き続き産業基盤の強化に努めてまいります。

併せてお尋ねの、企業誘致のための助成制度については、令和2年度に、助成制度が将来にわたって安定的に維持、存続できるよう、国の地域未来投資促進法に基づく制度に合わせ、総合的な観点から大幅な見直しを行ったところでございます。

市といたしましては、本制度を最大限活用し、企業の設備投資や新たな挑戦を後押しし、企業誘致を進めてまいります。

次に、3点目の進出適地のリサーチと情報提供についてです。

議員お示しのとおり、適地情報のリサーチや情報提供は、企業誘致にとって大変重要でございます。このため、県と連携を密にするとともに、今年度から企業誘致の体制を強化し、地元金融機関等を通じた企業情報の収集や企業への情報提供を行っているところでございます。

今後も、これまでに培ったネットワーク等を最大限に生かし、情報収集と企業訪問を重ね、積極的に企業誘致に取り組んでまいります。

私は、これまでの企業誘致の経験から、厳しい企業誘致競争に勝ち抜くためには、企業や社員にとって魅力あふれる防府市になることが一番だと考えております。

そのため、新たな道路ネットワークや港湾などの産業基盤の整備はもとより、活力ある市街地の形成や教育のまち日本一など、魅力あるまちづくりを進めることにより、山口県を牽引できるような企業誘致の実現を目指してまいります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田 和夫君） 16番、松村議員。

○16番（松村 学君） 御答弁、ありがとうございました。それでは、少し具体的に再質問をさせていただきます。

先ほど、マスタープランのお話がありました。これは、都市計画法34条11号の規定によりまして、本市でも開発行為の基準に関する条例で定められておりますが、調整区域で建築可能なイ、ロの区域を指定し、植松、江泊の一部に工場事務所の建設の開発行為許可の緩和がされているようでございますけど、特に近年まとまって工場や事務所が立地しています植松の西側と今の江泊について、もう少しその区域が拡大できないか。または、そういったお話があったときに、しっかりこの工場が建てるような緩和がすぐできるのかどうか、そのところをちょっとお尋ねします。

と言いますのが、以前この辺りに工場の誘致の話がありましたが、建築基準法の盾に敗れてしまって結局できなかったということがあります。それで、ちょっと今回の質問に至りました。

そしてまた、情報がそういった、準工業であれば分かりやすいんです。準工業地域であれば、それは工場が造れる。しかし、普通、よそから来た人は調整区域に工場が造れるとい

う考え方にまずならないと思うんですけども、その辺の情報というのはきちっと教えてあげることができるのか。その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（上田 和夫君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（石光 徹君） 私からは、イ、ロの拡大についてと、緩和がすぐにできるかということについての御質問にお答えします。

まず、イ、ロの拡大につきましては、先ほどもありましたように都市計画マスタープランの中に定めておきまして、拡大に向けて今、作業をしております。しかし、本年4月に都市計画法の34条の11号の中から、災害ハザードマップで指定してある危険区域については除くという技術的指針が示されましたことから、現在それに向けて作業をしております、広げられるかどうかというのはちょっと分からない状況です。

緩和についての話ですけども、基本、一応イ、ロで指定をしておりますので、それ以外の区域についてはすぐ緩和ということは考えておりません。

以上です。

○議長（上田 和夫君） 産業振興部長。

○産業振興部長（白井 智浩君） 私からは、情報提供についての御回答をさせていただきます。

先ほど市長が申しましたように、市内企業等を訪問して情報収集に努めております。江泊の丸久の進出におきましても、市がしっかり寄り添って進出が決定して、今、操業されているところをごさいます、個別の民間さんが持っているらっしゃる用地につきましては、それぞれ所有者の意向もごさいますから、そういったものは企業立地推進室のほうでしっかり把握しておって、希望者に合わせながら紹介もさせていただいているということでごさいます。

以上でごさいます。

○議長（上田 和夫君） 16番、松村議員。

○16番（松村 学君） 先ほど、今のイとかロの区域については、今後まだ広げるつもりはないというような話だったんですけど、もう特に江泊のほうは丸久プロセスセンターって大きいのもできておりますし、いろんな工場が本当にたくさん敷き詰まって、本当に準工業地域になってもおかしくないような状況であると思います。そこでもうほとんど、結構入ってきておきまして、もうパンパンのような状況になっておるんです。

そうであれば、せめてもし、あの周辺に工場進出したいという方がいらっしゃったときに、きちっと当局として相談体制、乗れるのか。やれるようにきちっとアシストできるのか。その辺についてちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（上田 和夫君） 産業振興部長。

○産業振興部長（白井 智浩君） 条例で定めているエリアでございますので、しっかりアシストしたい。低未利用地もございます。そういった低未利用地の所有者の方ともしっかり調整させていただければと思っております。

以上でございます。

○議長（上田 和夫君） 16番、松村議員。

○16番（松村 学君） 分かりました。真摯に対応してください。

ほかの方も多分あったんじゃないかと思えますけど、実はこれ、私2件ぐらいあったんですけど、2つともできんという話になりまして、せっかく工場を造ると言いよるのに、すごい大きい投資なんですよ、工場造るっていったら大体3億円から5億円ぐらい、また大きい工場になったら10億円ぐらいになるような投資になりますので、せっかくのチャンスをそういった形で無駄にしてしまうのは惜しいなと思っておりますので、とにかく真摯に御対応いただくよう強く要望いたします。よろしくお願いします。

それでは、2点目でございますが、先ほど1号用地、2号用地……1号用地についてはもうほぼ完売の状態。あと2件ぐらいたしか区画が残っておると思えますけど、第二については1つだけ今、決まって、残りの11用地についてはまだ決まっておりません。もう、何か市長答弁によりますと、ほぼ今年中に入るんじゃないかということでございますが、実際今、第一、第二につきまして、具体的に引き合い件数はどれぐらい来ているのか。その辺、ちょっとお尋ねしたいと思えます。

○議長（上田 和夫君） 産業振興部長。

○産業振興部長（白井 智浩君） 第一テクノタウン、第二テクノタウンについての引き合いでございますけども、こちら両団地につきまして大和ハウス工業と販売に関する協力協定を締結し、誘致活動を行っております。

山口県からも企業の紹介をいただいているところでございまして、現在10社程度の引き合いがあるところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 和夫君） 16番、松村議員。

○16番（松村 学君） 10社程度、一が何社、二が何社という感じでお答えいただきたいんです。

○議長（上田 和夫君） 産業振興部長。

○産業振興部長（白井 智浩君） 具体的には、両方という、どちらでもというようなところもございまして、第一のほうで今、優先的に交渉していらっしゃるところが1社あつ

て、その他9社についてはまだいろいろ検討されているというような形でございます。

以上でございます。

○議長（上田 和夫君） 16番、松村議員。

○16番（松村 学君） そうしますと、結構まだ区画数以上の業者の方が引き合いに来ているのかと私はちょっと想像しておったんですけど、確かに10社でもかなりのいい成績だとももちろん思っておりますけども、全部埋まる程度の数ではないというふうにお見受けします。

そうなりますと、今回その用地取得奨励金がちょっと廃止になったということでございますけど、今まで企業から申請された件数、何件で、奨励金の総額はどうだったのか。そして、地元企業は同様にどうなのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。よろしく願います。

○議長（上田 和夫君） 産業振興部長。

○産業振興部長（白井 智浩君） お答えいたします。用地取得奨励金につきましては、奨励制度の大幅な見直しの中で、民間の間の土地取引になりますので、こちらに委ねようということで令和元年度をもって廃止したものでございます。20年度に制度を創設して以来、用地取得費の3割を交付するものでございますけども、その実績といたしまして、これまで市内企業8社に約3億円、市外企業10社に約5億7,000万円を交付いたしております。

それから、今後旧制度の奨励措置事業者としてもう既に指定して、今後操業される予定のものを含めると、市内企業4社おまして、2億5,000万円を交付する予定でございます。合計で22社、11億2,000万円余りになるものでございます。

また、併せて奨励制度の本体でございます工場設置奨励金制度についても申し上げますと、こちらのほうは固定資産相当額を3年間程度交付するもので、最近5年間では約6億8,000万円支出いたしております。今年度においても約4億9,000万円の予算を計上しております、これを合わせて今後5年間で約16億円以上の支出を予定しているところでございます。

今後、工場設置奨励金につきましては、しっかりと支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田 和夫君） 16番、松村議員。

○16番（松村 学君） ありがとうございます。かなりの数の企業が防府に来た。お金も、防府市としてもかかったわけですけども、これは将来にわたってきちっと回収でき

ると私は思っております。

そうしますと、結構この用地取得の奨励金で防府市のほうへ進出された企業がかなりあったということで、実際この用地取得の奨励金ができただけの理由も、当時、防府テクノタウンがまだ、できるかできんかぐらいの時代だったと思うんですけど、結局防府市としても工業団地もないし、紹介できる用地がないんで、結局企業の進出の呼び水にするために用地取得の30%の奨励金を出すというような、たしかそういう条例をつくられたと思うんですけども、実際のところ、まだ今引き合いがそういう形で来ておるんであれば、この10件がみんな決まるんだったらいいんですけど、まだ逃げる可能性もあるんじゃないかなと思うんですが。そうなりますと、やっぱりこういう奨励金みたいなのがあったほうが——用地取得のですね、私はいいいんじゃないかなと。

それとさっきも言いましたが、結局工場とみなされないで、工場であるんですけども対象外になってしまった企業の皆さん、これも本当にかわいそうだなと思うんですけど。そういう方にももう一回、明るい光を見せることも考えていったほうがいいんじゃないかなというふうにちょっと私思うんですけども、その辺について御答弁お願いします。

○議長（上田 和夫君） 産業振興部長。

○産業振興部長（白井 智浩君） 御質問にお答えいたします。

このたびの制度改正におきまして、新しい奨励制度のほうで土地取得を伴う——これは定借も含めますけども、新たに土地を取得していただいて投資をしていただく、こういった企業対象の支援制度としておるところでございます。

先ほど支援金額も申しましたけども、県の単年の全県下に対する工場設置の予算が約10億円でございまして、それと匹敵する破格の予算を計上して支援をさせていただいているというところで、いかに効率よく、特に臨海部のほうには製造業でしっかりと雇用を生んでもらって、地域経済へ波及するものを誘致したいということでございますので、そういった誘導策も含めましてしっかり運用したいと。

先ほど市長が申しましたように、今後継続的にこういう制度として定着させていく必要がございますので、しっかり安定した制度として運用を今後してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田 和夫君） 16番、松村議員。

○16番（松村 学君） これに限らず今後の工場の進出、引き合い具合を見て、やはり当面は見直したばかりなんでこれでやっていきたいということなんでしょうけど、ぜひまた1年、2年ぐらいなりゃ、ちょっとこの総合計画の中間地点ぐらいになってくると、

ある程度その辺の状況も加味して総合的に、もう一回支援策のほうもちょっと見直していただきたいなと思っております。その辺は要望しておきます。

工場建設するというのは、本当、企業のその命運を左右するような大きな投資になります。ですから、他市もいろんな助成制度を整えて、いろんな企業誘致合戦をしておるわけですが、本市としてはありがたいことにある程度はまっちは来ておりますけども、まだまだやはり今後の防府市の人口定住、人口減少を抑えていくという観点からも、やっぱりこの手は緩めてはならないというふうに思っておりますので、ぜひとも工場誘致に向けたいろんな諸施策を今後も鋭意研究していただいて、しっかりと実行していただきたいということを要望しておきます。

それでは、3点目でございます。先ほど土地のですね、防府テクノタウンの情報というのは、防府市今のところ、あまり公には公表されていないと思うんですけども、そういった用地もあるよみたいな話がありましたけど、じゃ実際何件ぐらい紹介できるような用地があるのか、防府テクノタウン以外でですね。

実際、防府テクノタウンの区画見ますと、大体1万平米から3万平米ぐらいの用地になっております。それぐらいの用地が実際何箇所あるんか。その辺のまた情報提供もどうなっているのか、ちょっとお尋ねします。

○議長（上田 和夫君） 産業振興部長。

○産業振興部長（白井 智浩君） 御質問にお答えいたします。

1万平米以上のまとまった用地については、テクノタウンのほか市内に数か所把握しております。企業の希望に合う用地を了解を得た上で紹介しておりまして、紹介可能な用地になったり、ならなかったり、引き合いがあつて交渉中のときには、紹介可能用地ではないというような状況の中で、具体的な件数については差し控えますけども、数件あるということで御理解いただければと思います。

○議長（上田 和夫君） 16番、松村議員。

○16番（松村 学君） 数件ということでちょっと分からないんですけど、数件と言われたら1件から9件ぐらいまであるんで（笑声）1件ぐらいだったら少ないんですけど、3件か4件かぐらいあるんでしたら、まあまあという感じに思いますけど、それぐらいあると思うちょっといいですか。あ、うんと言われたのであると思っております。分かりました。

そういった情報もしっかり、相談された企業じゃなくて、ちょっと何かホームページ見たときに、そういった用地もありますよみたいなインターネットとか、今の防府市でもこういう防府の企業立地のパンフレットというのを作ってらっしゃいますけども、こうい

うのにちょっと目立つように「要相談、何か所かまだあります」みたいなもんも入れていただきたいと思うんです、ないんでしょう。これ見ても防府テクノタウンの話は出てないんで。ちょっとその辺、もう一回御答弁ください。

○議長（上田 和夫君） 産業振興部長。

○産業振興部長（白井 智浩君） そういった情報についても、情報掲載可能な時期といえますか、県の紹介冊子のほうにも載せていただいたりしてしております。先ほど申しましたけども、交渉が始まったりしたときには情報一旦消したりしておりますので、またしっかりと企業さんと連携取って、可能なものについてはしっかりと今御提案ございました取組を行ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（上田 和夫君） 16番、松村議員。

○16番（松村 学君） 分かりました。では、よろしく申し上げます。

そして、先ほどまでは工場を誘致する話でございました。企業誘致の別の観点から言いますと、コロナ禍で今テレワークを行う企業も増えておまして、2020年6月に内閣府が行った調査では、今回の感染症の影響下で地方移住への関心の変化がありましたかの問いに、関心が高くなった、やや高くなったが25%、つまり4人に1人は強い関心を見せております。

この状況の中、国は地方創生起業支援・移住支援事業、テレワーク移住支援金などを創設され、このような動きが加速化しております。このたび本年度拡充しました本社機能移転支援制度、また、ルルサス防府を中心にクラウド環境、空きオフィス状況の提供、家賃支援などをしていましたサテライトオフィス事業行っていますけども、全国他市でも自治体独自の補助制度も創設され、活発になってきておりますけども、本市の現在の進捗状況と実績はどうなっているのか、お尋ねいたします。

○議長（上田 和夫君） 産業振興部長。

○産業振興部長（白井 智浩君） 御質問にお答えいたします。

今御案内ありましたルルサス防府でのサテライトオフィス事業につきましては、これは平成27年度から実施したものでございますけども、今まで3社の企業進出がございまして、現在は1社となっているところでございます。

クラウド環境の提供、それから家賃補助、これについては最初の事業者を呼び込むために行ったものでございまして、現在は行っておりませんが、今後もオフィス誘致の絶好の場所でございます、ルルサス防府の魅力向上の、現在進めております取組を、地域振興株式会社と連携いたしまして進めて、引き続き誘致活動に取り組んでまいりたいと考え



ております。

また併せまして、今後デザインプラザHOFUを創業支援拠点として整備することとしております。ここでのテレワークやコワーキングなど多様な働き方に対します支援にもしっかりと取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（上田 和夫君） 16番、松村議員。

○16番（松村 学君） 今後デザインプラザにテレワーク、コワーキングできる、そういった拠点をつくるということでございまして、大変感謝いたしております。

今後、また市内にたくさんの地域から防府に企業進出が活発になるよう、働くなら防府、住むなら防府へとつながって、昨日もちよっと青木議員の質問にありましたけど、人口ビジョンで令和7年に人口11万2,000人を目標ということでございます。しっかり働く所をつくらないと人口は増えませんので、ぜひとも総合的な施策を鋭意また研究し、取り組んでいただくことを強く要望いたしまして、この項の質問を終わります。

では、続きまして、セルビアホストタウン事業について質問いたします。

国の示すホストタウンとは、多くの選手、観光客等が来訪する機会を国全体で最大限生かし、オリンピックに参加する国、地域の住民等がスポーツ、文化、経済などの多様な分野において交流し、2021年を超えた末長い交流を実現し、地域の活性化等に生かす。

国は、この事業に交流活動の2分の1の財政支援、特別交付税措置を行っています。2021年8月10日現在で、登録数が462件、自治体数は533件、相手国地域数は185か国と大会に参加する9割がホストタウンを有していることとなります。

国は、東京大会の競技終了後も事後交流型ホストタウンをより一層推進していくため、愛称を「ただいま・おかえりホストタウン」としてPRしています。コロナ禍で直接の交流が困難だったからこそ、改めてその機会を創設したいという自治体もあるようです。

交流経過の概要、例では、人材育成、ソフト・ハードの充実を大会のレガシー——遺産に、国内での競技終了後に選手が地域を往訪、国際競技大会の事前合宿の受入れ相手国との広がりのある交流、両国生徒の相互往来などモデルを示しています。

さて、本市のセルビアホストタウン事業は、本市が高校で全国レベルの強豪校を複数有するなどバレーボールが盛んな土地柄であり、同市出身の長井元駐セルビア大使の協力を得て合宿誘致を進め、セルビアとの交流と事業は、平成28年にホストタウン登録し交流がスタート、平成29年7月にセルビア男女バレーボールチームの事前合宿を行うことについて競技連盟と合意したことにより、2020年東京大会に向け、同国チームの事前合宿を行うことになりました。その後の5年間の間にセルビアの選手以外の方も多く来訪さ

れ、セルビアのグリシッチ元駐日大使をはじめローラ民族舞踊団の皆様など、数多くの方々と市民との交流が進みました。

特に平成30年10月には、本市合宿後に仙台で行われた世界選手権大会で、セルビア女子バレーボールチームが優勝し、市民応援団と選手が一つになって喜び合った感動は今でも忘れることができません。そして、このときホストタウンの防府市が、全国ネットを通じてたくさん取り上げられ報道されました。

また、日本初になるニコラ・テスラ展の開催、セルビア映画祭、セルビア料理教室、西洋スモモの植樹。教育では、同じ川の名前に由来して佐波小学校と聖サヴァ小学校との佐波サヴァ交流やセルビア給食、セルビア特別授業など、現在も引き続き行われている事業もたくさんあります。

ホストタウンのメイン事業であった東京オリンピックの事前合宿も、コロナ禍で市民との交流ができなかったのは残念でしたが、合宿前から「頑張れセルビア」ののぼり旗が市内の至るところでなびき、応援ムードも整い、キリンレモンスタジアムで行われた練習見学では、多くの市民の皆様が足を運ばれ、セルビア女子バレーボールのすごさとレベルの高さに圧倒されるとともに、パブリックビューイングでは選手が得点を上げるごとに参加された市民から、コロナ対策で歓声は厳禁ということで言葉が発せられない状況でやりましたけども、ハリセンの音がたくさん鳴り響き、結果は銅メダルとなりましたが、セルビアの選手と市民が最後に一つになれ、しっかりホストタウンとしての達成感も大なり小なり市民の皆さんに伝わったのではと思うところでございます。

池田市長も、最後のパブリックビューイングでの挨拶で、セルビア女子バレーボールチームの銅メダルは、防府市民にとって金メダルだと、後世まで語り継がれるような名言を残され、この後の御答弁もしっかりと期待したいと思っております。

さて、オリンピック後、国も「ただいま・おかえりホストタウン」としてPRしているように、そのセルビアとの交流も防府市の遺産として活用し、地域の活性化に役立てていただきたいと思います。

そこで以下3点、質問いたします。

まず、1点目に、オリンピックまでのセルビアホストタウンについて、本市としてセルビアとの交流の成果をどのように捉え、検証されているのかお伺いいたします。

2点目として、コロナ禍で選手たちと直接の交流が困難でありましたが、今後コロナが落ち着き、国内で世界大会開催の折に、本市でのセルビアバレーボールチームの合宿や訪問受入れは考えていけるのか、お伺いいたします。

3点目に、現在でもたくさんの事業が継続していますが、教育面では学校でも子どもた

ちにセルビアという国の理解も進み、子どもたちの国際性も育まれ、特にバレーボールを志す子どもたちには、世界のトップレベルの技をじかに触れ、よい刺激になっていると思います。今後の事業展開をどのように検討されているのか、お聞かせください。

特にコロナ禍になってから、ホストタウン事業に参加したい市民の方もなかなか参加できなかつたと考えます。もちろんコロナが落ち着いてからになります。今までの交流の軌跡や事業を紹介し、セルビア料理や文化など、いま一度市民の皆さんに知ってもらうため、オリンピック閉幕を契機に今後の交流の機運を盛り上げるべく、市民参加型のセレモニーが開催できないか、お尋ねいたします。答弁をよろしく願いいたします。

○議長（上田 和夫君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。地域交流部長。

○地域交流部長（能野 英人君） 松村議員のセルビアホストタウン事業についての3点の御質問にお答えいたします。

今、様々な事業を議員から振り返っていただきました。ありがとうございます。お聞きしており、改めて開催してよかったというふうに思っております。

セルビア共和国女子バレーボールチームは、東京2020オリンピック競技大会において、見事銅メダルを獲得されました。ゾラン・テルジッチ監督やゾラン・ガイッチセルビアバレーボール協会会長からは、防府市は我が家に帰るよりはるかに心地よい。今回の勝利は防府市民も一緒に勝ち取られたものなどの身に余るお言葉を頂戴し、まさにセルビアの銅メダルは防府市民への金メダルだと感じたところでございます。改めて御尽力いただきました関係団体の皆様、応援をしてくださった市民の皆様に感謝申し上げます。

さて、御質問の1点目、オリンピックまでのセルビアホストタウン事業の検証についてです。

本市は、早くからホストタウンとしての交流事業をスタートし、世界選手権での事前合宿をはじめ、日本初となるセルビアの天才発明家ニコラ・テスラ展の開催などにより、セルビアバレーボールチームへの親近感を育むとともに、防府市独自の学びの場を提供することができました。

コロナ禍により1年延期となった困難な状況の中にあっても、100日前イベントをはじめ様々な応援イベントによりたくさんの経験をすることができました。

また、7月の事前合宿では、オリンピック選手を身近に感じる機会を持てたことから、子どもたちの夢や希望につなげることができたと考えております。事前合宿に関わっていただいた関係者の皆様、応援していただいた市民の皆様が経験したことの全てがホストタウン事業の成果だと思っております。

次に、2点目の今後国内で世界大会が開催された折の本市での合宿や訪問についてで

ざいます。

現在、国内での世界大会開催は予定されておりませんが、まずは3年後のパリオリンピックにおいては、パブリックビューイングなどにより市民と一緒にセルビアチームをしっかり応援してまいりたいと考えております。

最後に、3点目の今後の交流事業の展開についてです。

まず10月に、セルビア杯バレーボール大会を行うほか、年内にはセルビアコーナーをキリンレモンスタジアム体育館に設置し、より多くの市民の皆様交流事業の成果を見ていただきたいと考えております。

また、来年度以降におきましても、市内小中学校におけるセルビア給食やセルビア杯バレーボール大会など継続し、これまでのホストタウンとしての積み重ねた交流や経験を市民の皆様と一緒に、しっかりと未来へつなげてまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（上田 和夫君） 16番、松村議員。

○16番（松村 学君） 前向きな御答弁、大変ありがとうございました。

検証の中でも本当に防府市民全体の夢、そういったものにみんなつながっていて、子どもたちは特に、やはりこの事業に参加されたと思います。本当に生き生きしておりまして、私も参加するたびに、ああ本当によかった、よかったと思いながら最後終えたところでございます。

1点目については以上でございますが、2点目のほうも、3年後のパリオリンピックでパブリックビューイングができたらいいなということで、大変ありがとうございます。ぜひとも今度はコロナもある程度収束して、みんなで大きいところで応援したいなど。今年は相当距離を空けて、それでも50人ぐらいいらっしゃいましたけど、広い中でやりましたね、本当ありがとうございました。

実際2年ぐらいコロナでホストタウンの事業も今できなくて、選手との接点もかなり制限され、ほとんどない状態でもございましたけども、影響がなくなってですね、大変寂しい思いをいたしましたけども、当面世界大会もないということでございますが、コロナの心配がもしなくなったらですね、一回はちょっとあちらにアプローチしてもらって、事前合宿等というのはあれなんかもしれんけど選手に来ていただいて、「ああ、よう頑張ってますね」というようなことをやっぱり言わしてほしいなど。ですから、何とかその辺のところをまた、当局のほうでよろしく願いいたします。

ちょっと3点目になります。これは今後の事業展開ということでございますけども、先ほども2つほど今残していられるということと、やはりこのセルビアの交流についての市

民へしっかり見てもらうということで、いろいろパネルやらともちょっと置いていこうということでもございました。ありがとうございました。

できますればですけど、人間というのは食べ物とか結構思い出に残るもので、セルビアの味というのをちょっと残してほしいなど。子どもたちには給食で今後食べていけるんですけど、市民の方にもそういう機会とかブース設けて、セルビアのちょっと料理が食べられるような、やっていただくといいなと思っているんですけども。その辺についてはぜひとも御検討いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

じゃ、ちょっとまた3点目になりますけども、もう一つ提案がございまして。セルビアのホストタウンになった遺産を活用して、今後の展開の話でセルビアのほうからALTの先生、可能なら中学や高校のバレーのコーチになるような人を防府市に招致できないかというふうに思っております。まさに交流の絆が長く深まり、バレーボールの強豪校を持つ本市としても、よい話になるのではというふうに思っていますけれども、御答弁のほうよろしく願いいたします。

○議長（上田 和夫君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） 御質問にお答えいたします。

現在、外国語指導助手、ALTの任用については、外国青年を招致して地方自治体等で任用する制度であるJETプログラムを活用しております。

これは、財政措置を受けられること、そして何よりも、よい人材を安定的に確保し任用できるというメリットがございます。

本年3月まで、富海小・中学校に常駐で勤務されていたALTは、これは、自ら防府市のALTに応募され任用した方ですが、セルビア出身の方でした。富海小・中学校のみならず、市内の小・中学校でも、英語の楽しさやすばらしさを教えていただき、併せて本市のホストタウン事業にも、積極的に御協力をいただけてきました。

今後、そのJETプログラムの運営母体である自治体国際化協会に対しまして、セルビアの方を紹介していただくように要望してまいります。

○議長（上田 和夫君） 16番、松村議員。

○16番（松村 学君） 大変すばらしいと。そういう答弁が返ってくると思わなかった。本当にありがとうございました。よろしく願いいたします。

そんなに難しい話じゃなくて、自治体国際化協会に防府市が申し出れば、JETから派遣してもらえるとということでございまして、これはALTの先生だけじゃなくて、国際交流室の職員とかスポーツ国際交流員、こういったものも該当いたしますので、また今後、御検討していただけたらというふうに思っております。

それでは最後に、セルビア女子バレーボールチームの銅メダルは、防府市民にとっては金メダルだと、すばらしい名言に込められた市長の思いと、また今後の取組についてお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（上田 和夫君） 市長。

○市長（池田 豊君） 松村議員には、このホストタウン事業のスタートから、この8月の銅メダルまで、本当にお世話になりました。心から感謝申し上げたいと思います。

今回の事前合宿等につきましては、コロナ禍の中で様々な意見がありました。そうした中で、終わった後によく、やってよかったねと、全国の知り合いから電話がかかり、国の関係者からもよくやったねと、お褒めの言葉をいただき、本当にやってよかったなと思っております。

事前合宿で宇部空港に来られたとき、テルジッチ監督を出迎えたとき、ホストタウンをやってよかったなと思ったところがございます。そして、事前合宿を終わって最後に見送りをしたときに、これで、セルビアにとって防府が一番身近な日本の都市になったんじゃないかと思ったところがございます。

また、国内で4か所ありましたけれども、その中で一番セルビアの国の人にとって、防府が評価されたんじゃないかとも思ったところがございます。

この9月1日号の市の広報に、万灯の中でセルビアの国旗ですね、赤と青と白のライトを照らしたもののところに、感謝を込めてというタイトルをつけさせていただきました。まさに、このコロナ禍の中で成功できたのは、市民の皆様のおかげだと思って、本当に感謝しているところがございます。

ただ、こういうことが一過性に終わることなく、特に子どもたちにとって、しっかりと引き継がれていくこと、それが一番ではないかと思っております。

先ほど教育長からも答弁がありましたけれども、セルビアの方と少しでもこれからもつながりを保っていきたいと思っております。

様々な取組については、部長のほうから答弁がありましたけれども、この感謝を込めてということで、今、コロナ禍ではございますけれども、コロナが収束すれば、このホストタウン事業のスタートから今日まで、銅メダルまで、それを振り返ったような、また市民の皆様感謝できるような、そうした会が開ければと思っております。

コロナでございますから、いつとは言えませんが、バレーボール協会やセルビア協会、そういう方々と調整も図りながら、市民の皆さんの意見を聞きながら、そういうものを計画していきたいと思っております。

次のパリオリンピックでも、市民を挙げて応援できるように、また国内で世界大会等が

あれば、セルビア共和国のほうから事前合宿したいと、そういう声がかかればと期待しております。

いずれにしても、本当に市民の皆様にご感謝申し上げます。本当、これからもセルビアとつながりがあればと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

○議長（上田 和夫君） 16番、松村議員。

○16番（松村 学君） 今、市長より本当力強い、夢のある御答弁、本当にありがとうございました。今回のセルビアホストタウンはですね、子どもたちにすごくよかったんだろうと思います。

今、多分小学校の子どもたちでセルビアを知らない子はいないと思います。だから大人になったときに、きっと、そのセルビアという国、多分、全国でセルビアという国どこにあるのと言っても分からないと思うんですけども、多分防府市の子は、みんな、ほぼ答えられるんじゃないかと。ここだよと。そして、その文化、そういったものも知りましたので、大変貴重な勉強になったと思います。よろしく願いいたします。

最後に、ちょっといい忘れたんですけども、物販で、今、ワインとかうめてらすに売っております。これは再質はしませんけれども、これは、ちょっと結構好評であると聞いていますし、今、コロナ禍でイベントありませんけれども、いろんなお祭りやいろいろあったときに、セルビアコーナーみたいなのがあって、結構ワイン買っていたり、アイバル買っていたりする人多いので、ちょっと今後、御検討いただけたらというふうに思っております。

本当、防府市の取組が、このセルビアホストタウン事業が、子どもから大人まで多くの夢や感動を呼び、楽しくも学べる事業が、他市のホストタウン事業より内容もボリュームも比べようもないくらい多く充実したと思います。

中心になって、セルビアとの架け橋に奔走された池田市長に感謝いたしまして、市長が以前から言ったように、防府市はホストタウンとしても金メダルになるという言葉、私は達成されたというふうに自負しております。

今後とも、この池田市長が取られた金メダルの光、輝きを、この防府市とセルビアの交流が末永く続くことを切に祈念いたしまして、私の質問を終わりといたします。ありがとうございました。

○議長（上田 和夫君） 以上で、16番、松村議員の質問を終わります。

---

○議長（上田 和夫君） 次は、20番、田中健次議員。

〔20番 田中 健次君 登壇〕

○20番（田中 健次君） 「市民クラブ」の田中健次でございます。アクリル板がありますので、マスクは外させていただきます。

今年の夏は前線が停滞し、防府市でも記録的な雨量となるなど異常気象の夏でありました。全国各地では豪雨災害に関連し亡くなられた方も多く、お悔やみを申し上げるとともに、一日でも早い復興を願うものであります。また、気候変動の問題が大きな課題であると、改めて認識した次第であります。

それでは、以下、通告に従って質問をさせていただきます。

質問の第1は建設残土についてでございます。

7月初旬の熱海市土石流災害は、土石流の映像がテレビで放映され、衝撃的なものであります。さらに、上流部における盛土が土石流発生の大きな要因となったことは、行政の課題としても考えざるを得ないものと感じました。

この8月には、熱海市の災害の影響もあると思いますが、私自身のところに、ある市民の方から隣接の建築業者の土地に建設残土が積み上げられて不安だと、こういった相談を受けることもあったわけでございます。

建設工事で発生した土砂については、一般には建設残土と言われますが、行政上の立場からは建設発生土と言うほうが正しいようであります。しかしながら、この質問の中で引用するデータ、文献などにより、この2つの言葉を混用いたしますが、内容的にはほぼ同じものと御理解いただければと思います。

去る8月22日の中国新聞と山口新聞は、共同通信の調査に基づき、次のような記事を掲載しました。公共工事で発生した建設残土をめぐる、国は発注自治体が処分先を確保するよう求めているにも関わらず、山口や福島など10府県が処分を受注業者に委ねることができる例外規定を設けていることが、21日、共同通信の調査で分かった。こういう内容です。

共同通信のこの調査は、熱海市で7月に発生した土石流で、建設残土の盛土が崩れて被害を拡大させたと見られることから、全47都道府県の建設部局に公共工事での残土の処分方針を聞いたものであります。

建設残土は再利用が原則で、処分に当たり法規制はありませんが、国は発注者が定めた受入れ先に運ぶ指定処分とすることを自治体に求めてきていましたが、山口県をはじめとする10府県は、例外的な運用として受注業者に処分先の選定をさせる自由処分や任意処分などを認めているということでもあります。

また、国土交通省のウェブサイトによれば、平成30年度の調査結果で、建設発生土の発出元の工事区分は、公共土木工事が84.2%と大部分を占め、そのほか民間土木工事



が4.7%、建築工事が11.1%と、公共土木工事の割合が多いという状況であります。

そこで質問の第1点ですが、市が発注する建設工事についてどのように対応してきたのか、処分する場合はどのような取り扱いをしているのか、これらのことについて伺います。

2点目の質問になりますが、愛知県弥富市は、新庁舎建築工事で発生した建設残土について、自由処分の方式で残土の処分を元請け業者のゼネコンに一任し、元請業者は残土処理業務を下請に出して、末端の問題ある下請業者が土地所有者の制止にも関わらず、他の残土も含めて高さ10メートルほどの残土の山が築かれる、こういった事態になりました。

土地所有者の撤去要請に応じないため、最終的に市と元請け業者のゼネコンが訴えられ、建設残土の排出責任者を問うという訴訟が提起されております。

そこで、市の庁舎建設に当たって、建設残土の取扱いはどう考えているのか伺いたいと思います。

3点目の質問は、土砂条例または残土条例と言われる条例を制定し、土砂の不適正な埋立てを規制する条例を制定すべきではないかということであります。

建設残土が他の地域に搬出され、山間部の谷地の埋立てや投棄され、放置されて、その結果、土砂の流出や崩壊、自然生態系への影響、土壌汚染や地下水汚染などの問題を引き起こすことがあるとされております。

建設残土は通常は廃棄物処理法の対象となる廃棄物ではないとされ、砂防法、森林法、宅地造成等規制法等において一定の規制がされていますが、適用範囲や条件が限定され、既存の法律では十分な対応をしていない状況であります。

このため、千葉県市川市が1980年、昭和55年に全国で最初に市川市土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積の規制に関する条例を制定し、その後、千葉県内首都圏の市町村を中心に広がりを見せ、地方自治研究機構の調査によれば、今年の7月29日時点で24都府県372市町村が条例を制定しています。

山口県は条例を指定したいものの、県内では田布施町が土砂等による埋立て等の規制に関する条例を制定しています。防府市でもこうした条例を制定し、土砂の不適切な埋立て等を規制するべきと考えますが、市執行部のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（上田 和夫君） 20番、田中健次議員の質問に対する答弁を求めます。土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（石光 徹君） 田中健次議員の残土処理についての3点の御質問にお答えします。

1点目の、市が発注する建設工事について、どのような取り扱いをしているかについてです。

市が発注する建設工事における残土につきましては、極力、残土が発生しないよう、現場内で再利用することとしており、発生した残土は任意処分が発注を行っておりますが、県が承諾した残土処理場で処分をしております。

なお、県が承諾した残土処理場は、関係法令等で必要な許可を受けていることや、関係権利者等の同意が得られていること、構造上問題がなく安全であることなどの審査が行われております。

また処分に当たっては、受注者より残土処分場に関する届出と搬入写真の提出を受け、適正な残土処理を確認しております。

次に、2点目の市の庁舎建設に当たって、建設残土の取扱いはどう考えているのかについてです。

庁舎建設に伴う残土処理につきましては、1点目の回答と同様、県が承諾した残土処理場において処分する予定で発注をしております。

最後に、3点目の土砂の不適切な埋立てを規制する条例の制定についてです。

現時点で防府市においては、不適切な埋立てはなく、条例の必要性はありませんので、市独自で条例を制定することは考えておりませんが、現在、国・県においては静岡県熱海市の土石流災害を受け、残土処理場を含む盛土の調査が行われているところであり、その動向について、引き続き注視してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（上田 和夫君） 20番、田中健次議員。

○20番（田中 健次君） 中国新聞と山口新聞の記事を見ると、山口県も任意処分、自由処分の中の任意処分という形のようなのですが、そういう形で名指しがされておりますけれども、今のお話を、御答弁を聞く限りでは、それなりの規制がかかっていると、写真とかで変な処分の仕方をしていないということが分かりましたので、その点は安心をしております。

中国新聞によりますと、弥富市では、残土の処分先をゼネコンに委ねるというような形で、自由処分の契約だったというふうに説明したというふうには書いてあります。

それで熊谷、熊谷組って、もう書いてあるから言ってしまいましたが、熊谷組に支払ったのは運搬費のみだと。経費を抑えたからということですので。こういったことがないように、経費を抑えると、後にとんでもないしっぺ返しが来るといようなことですので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから条例制定については、山口県の状況は田布施町だけということですが、これをつくっておる県のことなど、いろいろとレポートされたものなどがありますが、そ

うなりますと周りの自治体が条例をつくと、つくられていないところに持ち込まれるというような可能性ですね。そういうことで、県をまたいで条例がある県から条例のない県に持っていくというようなことが出てきて、それで条例が広がってきていると。その流れに応じてかもしれませんが、そういう形で山口県は、まだそこまでの状況にはなっておらないということではありますが、これ、平成29年8月ですから、もう4年前になりますか、国土交通省が建設発生土の取扱いに関わる実務担当者のための参考資料と、括弧して国、地方公共団体等内部用というふうに書いてありますが、これを見ますと、条例をどこがつくっているかというところの中身、それから県と、それから市町村の条例との関係、こういったものについて、いろいろ細々と書いてあります。

ある意味では、こういう形で条例をつくってくれというふうに国交省が言っているようにも見える資料であります。ぜひ県とも、ぜひこの辺について意見を交換するような場があれば、積極的に働きかけていただきたいというふうに思いますが、この辺について何か県との関係だとかそういうものについてありますでしょうか。

○議長（上田 和夫君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（石光 徹君） 県のほうは砂防課が窓口となりまして、今、熱海市の、本当あの災害を受けて、市内の状況のほうを調べて、県のほうもその辺調べた実態の中で方向性を出されるようなことを聞いておりますので、その辺を受けてですね、市のほうも安全・安心に向けて、頑張っ、しっかり取り組んでいきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（上田 和夫君） 20番、田中健次議員。

○20番（田中 健次君） 先ほど紹介しました国交省の参考資料ですが、これを見ますと、資料の中に条例のない県がどこだと、条例のある県がどこだというふうに色分けして、はっきり示してあります。

こういう形で国交省のほうも条例をつくれというふうに、ある意味では後ろからつついているということであろうと思いますので、ぜひ今後、この辺、県と連携を取っていただければというふうに考えております。

それでは、次の質問に入ります。ちょっと時間が、2問目で越えたら申し訳ないと思いますが、質問の第2は庁舎建設についてであります。

3月議会で作成すると答弁された実施設計の概要版が、いまだに作成されていないことについてお尋ねをいたします。

さきの6月議会で、私はこう尋ねました。3月議会での私の一般質問に対して、

10ページ程度の実施設計の概要版を作成すると答弁されましたが、既に新年度になって2か月を経過しますがどうなっているのでしょうか。議会にいつ示していただけるのか。また、市ホームページにいつ頃掲載されるのか、この点についてお尋ねします。

これに対して、整理でき次第、ホームページに掲載し議会に示したいと答弁され、新型コロナウイルス感染対策の関係もあり、しばらく時間が必要と申されました。

その後、さらに2か月以上経過しますが、いまだに作成されておりません。市ホームページにいつ掲載し、いつ議会に示していただけるのでしょうか、この点について明快な御答弁をお願いしたいと思います。

この9月議会には、一般会計補正予算案の債務負担行為として庁舎建設事業に関し、庁舎棟、福祉棟建設工事及び工事監理業務104億円が計上されています。実施設計の内容について、私たち議員はほとんど説明らしい説明を受けておりません。9月議会にこうした債務負担行為を追加するのであれば、それまでに実施設計の概要版を作成し、議会に示し、市民にも示すべきだと思います。いかがでしょうか。

○議長（上田 和夫君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総合政策部長。

○総合政策部長（石丸 泰三君） 田中健次議員の実施設計の概要版についての御質問にお答えいたします。

去る5月1日に、市広報と併せまして新庁舎の設計概要を全戸配布いたしまして、市民の皆様概要をお知らせしたところでございます。

議員お尋ねの資料につきましては、6月議会の一般質問の際に、発注に向けての精査を最優先で進めているため、いましばらくお時間をいただきたい旨をお伝えいたしました。

基本設計をベースにしたものでございますが、入札への影響が懸念されることは、極力避けることが望ましいとの専門家の御助言もありましたことから、入札公告に併せてホームページで公表したいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田 和夫君） 20番、田中健次議員。

○20番（田中 健次君） 入札公告に併せてということになると、よその市はもっと早く、これ公表していると思うんですけども、そういうふうに関係がない部分ですね、細かな入札に。そういったような形のもので示せないのかどうか、入札公告に併せるということになると、10月の中旬以降ということになるわけだと思うんですが、そういうふう理解していいのでしょうか。

○議長（上田 和夫君） 総合政策部長。

○総合政策部長（石丸 泰三君） お答えします。

時期につきましては10月の中頃と、お見込みのとおりでございます。

それから、作業が遅れまして申し訳なかったんですけども、たまたまこの入札の時期と一緒にしまして、どうしたものかと専門家に尋ねたところ、影響はなるべく避けるべきだということで、そのような公表の仕方が最も、今となってはですね、一番適切であろうという判断をしているところでございまして、設計概要につきましては、もう既に配布済みでありまして、基本設計から大きく離れるものではございませんので、その辺はもう十分、事業者に対しても周知が行き届いているというふうに考えております。

○議長（上田 和夫君） 20番、田中健次議員。

○20番（田中 健次君） さきの6月議会で、一般質問の中で、庁舎棟が基本設計の時点よりも314平米大きくなったと。それから、逆に福祉棟のほうは402平米少なくなったと。これ以外に大きな変更はないのかということをお聞きしたら、大きな変更はないというようなことでありましたので、その辺は了解しますが、庁舎棟のほうを膨らまかしたのはコロナの関係だと言われましたが、コロナの関係というのは、具体的にはどういうことで膨らましたのか、もうちょっと、きちっとした概要が頂けないのであれば、この辺は御答弁いただきたいと思えますし、庁舎棟のほうは不要なものがあったというふうに言いますが、そういうふうに答弁されていますが、不要なものというのは何が不要であったのか、ぜひ、それぐらいは明らかにしていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（上田 和夫君） 総合政策部長。

○総合政策部長（石丸 泰三君） 庁舎棟と福祉棟との間の面積の増減でございますけれども、コロナ禍ということで空間を多く取りたいということでの、市民が多くいらっしゃる低層階の空間関係の見直しをいたしました。

その中で、ちょっと面積を広く取ろうといったことで、消防法なんかでスプリンクラーをつけるとかつけないとかという面積でぎりぎりのところがあるんですけども、その辺も見て、できる限り大きくしたというのが庁舎棟でございまして、福祉棟については、少し設計者と我々、発注側の思いがちょっと違っていたというか、非常に市民ギャラリーのようなものまで、福祉棟の中に入れておきたいというような思いが、設計者のほうに強かったんで、そこはちょっと儉約をさせてくれということで、庁舎棟の8階に市民スペースを十分取りますので、そこはちょっと削りましょうということで、事業費も抑えたいということの中での変更をしたといった経緯でございます。

○議長（上田 和夫君） 20番、田中健次議員。

○20番（田中 健次君） 分かりました。公表の時期の問題については不満が残りますけれども、この項については、これで終わりたいと思えます。

○議長（上田 和夫君） それでは、質問の途中ですが、ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前11時59分 休憩

---

午後 1時 開議

○議長（上田 和夫君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

午前中に引き続き一般質問を続行いたします。20番、田中健次議員の3項目めの質問から再開をいたします。20番、田中健次議員。

○20番（田中 健次君） 質問の第3は再生可能エネルギーについてであります。

去る8月20日に市の環境審議会が開催され、令和4年度から令和13年度までの10年間を計画期間とする第3次環境基本計画の素案について説明されました。これを見ると、再生可能エネルギーについて、市の取組の項で、公共施設に太陽光発電システムをはじめとした再生可能エネルギー設備、機械の導入を進めますと記述されております。現在の環境基本計画は、中間年度である平成28年度に見直しを行い、平成28年12月に公表されていますが、そこでも公共施設に太陽光発電システムをはじめとした新エネルギーの導入を推進すると、ほぼ同様の内容が記載されております。

新庁舎については、コストの比較から太陽光発電システムは導入しない考えで庁舎の実設計を行ってきました。しかし、新庁舎は、市のランドマークとも言うべき建物であり、ここに太陽光発電システムを導入しないということは、太陽光発電の推進という市の環境基本計画に合わないものであり、実設計を一部修正して太陽光発電システムを導入すべきと思いますが、いかがお考えでしょうか。

この7月6日に公表された環境省の省エネのさらなる導入に向けた環境省の取組方針では、公共部門の率先実行として、国においては温対法に基づく政府実行計画において、新築の庁舎、その他の政府の新設の建築物における太陽光発電の最大限設置の徹底、既存の国の保有する建築物及び土地についても、その性質上、適しない場合を除き、設置可能性を検討し、太陽光発電設備の最大限の導入に取り組むことを位置づける方向であるとし、地方公共団体でも、国に準じて取り組むべき方向で検討中としております。まだ今なら間に合うのではないかと考えますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（上田 和夫君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 田中健次議員の再生可能エネルギーの利用について御質問にお答えいたします。

新庁舎基本設計の設計方針において、機能的でエコな庁舎を柱の1つとし、環境負荷を軽減することによる地球環境への配慮を掲げております。また、併せて市民の生命と財産を守る庁舎として、災害発生時のライフライン断絶に備えたバックアップ設備を設置することも方針の1つとしております。

脱炭素社会の実現に向けて、昨年10月の国による2050年カーボンニュートラル宣言、本年3月の県による第2次山口県地球温暖化対策実行計画の策定を受けて、本市におきましても、第5次防府市総合計画の重点プロジェクトの中に環境に配慮した取組の推進を掲げ、ワーキンググループや庁内委員会で様々な取組を検討しているところでございます。

新庁舎の設計におきましても、エコな庁舎への取組として、自然換気や自然採光、LED照明や間接採光を取り入れるほか、二酸化炭素排出量の少ない空調熱源システムや高効率、高性能な設備を導入するなど、環境負荷の低減を図る工夫を行っております。

その中で、太陽光発電システムに関しましては、庁舎が防災の拠点であり、ライフラインが断絶した場合にも一定期間は確実に安定的な電力の供給ができることを最優先に考え、安全・安心の観点から、様々な角度で比較検討した結果、基本設計の段階において、設備構成の導入を見送ったものでございます。

今後は、引き続き国や県の動向も注視しながら、積極的に太陽光発電の設置に向けて、様々な市の施設等にも設置するとともに、今後、整備します駐車場等を含めて検討もしてまいりたいと考えております。

以上、御答弁を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（上田 和夫君） 20番、田中健次議員。

○20番（田中 健次君） まず、新しくまだできておりませんが、今、検討中の環境基本計画、これは新年度から10年間、2022年度から10年間ということにあります。そのさなかに、新しく庁舎ができていくわけですから、ある意味では、計画ができるのと同時に庁舎の建設にかかると。確かに、その前段で設計だとかそういうものを考えたとは言いながら、やはり市のランドマークだというふうに庁舎を言われたのは、もう何代か前の総務部長さんにそういうふうに言われて、ああ、なるほどというふうに思いましたが、8階建て、それに上に物がついて9階建てというふうになるようですが、それだけの建物ですから、やはりそれが太陽光発電をきちっと設置しているという意味は、これは建設のコストだけに係らない外部経済と言いますか、間接的なそういったメリットというものがあるということを、まず、指摘しておきたいと思っております。

新しい市の環境計画でも、行政の先導的な導入という言葉が使っております。なるほど

など思っておりますが、そういう意味でいけば、やはり、考えるなら今ではないかというふうに思います。

そのことを私に考えさせたのは、実は環境省が発表した方針です。今年の7月6日に、再エネの更なる導入に向けた環境省の取組方針ということで、まだこれが政府全体のものになっておりませんが、多分、この方向とそう変わらない形で最終的な決定がされるんだと思います。公共部門の率先実行ということで、先ほど言いましたように、太陽光発電の最大限の設置の徹底ということを国がやって、地方公共団体にも国に準じたことを願いますというふうにしております。そして、その中で、数字的な目標が出ております。2030年度までに、国、地方公共団体が保有する設置可能な建築物、屋根等の約50%に太陽光発電を導入すると。そして、2040年、これには100%導入されていることを目指すと。2050年のカーボンニュートラルということがありますので、そういうことが言われております。

こういう国の方針で進んでいくとなれば、今、庁舎につけなくても、少なくとも10年以内に設置が求められるというようなことにはせんかと思うわけではありますが、そうなると、そういうことの対応が可能なのかどうか。それは、今、ある意味そういう準備を、今、直ちにつけなくても、そういう準備を考えておかなければならないと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（上田 和夫君） 総合政策部長。

○総合政策部長（石丸 泰三君） お答えいたします。

先ほど本答弁の中で様々な角度で比較検討を行いましたということで、太陽光発電というものを非常に重視をして検討をいたしました。コストの面だけでなく、いろんな比較検討を行ったところであります。

現在、屋上階に機械室を集約しております。これは、やっぱり設備の安全性だとか、メンテナンスの容易さ、それから、ビルの居住性なんかを考えて一番上に集約したんですけども、それをする中で、太陽光を置く有効面積というのが屋上になかなかとれないということと、災害のときにはそれだけの出力を得られないということで見送ったというところで、なかなか勇気のいる決断ではございました。

本答弁の中でも幾つか設計方針を挙げさせていただいております。本答弁の中には挙げておらなかったんですけど、時代の変化にも対応できる庁舎でありたいというのが設計方針にありまして、いわゆるフレキシブルな環境変化に対応できると、VUCA（ブーカ）の時代とも言われますので、何かそういう、今、議員さんがおっしゃられたような状況変化というのがあるかもしれないということで、基本設計の検討の中で、配管等が可能なよ



うな格好で、既に作りつけを行うということではしております。ですので、天井に穴が空けられないのでできませんということではなくて、そこはある程度可変がきく形での設計をしておるといったことで、そのとおりに進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（上田 和夫君） 20番、田中健次議員。

○20番（田中 健次君） 分かりました。よく、あとで工事で追加をする場合に、例えば壁にぶざまに穴を空けるだとか、そういうようなことがあります。そういったことを一応検討されているということであれば、それなりに考えられると思います。

庁舎に太陽光発電云々という話は、私も6年間、議会の特別委員会で、そのうち半分以上を委員長という役職の中で、他市の状況を調査しながら、今、部長が申し述べられたのと同じような話を他市の自治体の担当者からお聞きをして、何となく、それを納得しておいた立場でありますから、私自身の反省もひっくるめてこの質問をしておるわけですが、ぜひ、そういった将来のことも視野に入れて、30年度までに50%、2040年度までに100%というような形のものがなってくれば、かなりの施設が今後そういうことを考えざるを得ないというふうになります。

昨日、議題になりました牟礼公民館であるとか、あるいは消防の東出張所などについては、太陽光発電というものを前向きに考えていかなければならないのじゃないかということをお願いして、この項の質問は終わりたいと思います。

それでは、最後の質問になりますが、質問の第4は、これも太陽光発電に関する質問であります。むしろ節度ある設置という意味での条例の制定についてでございます。

6月議会では、緊急の課題として、小野、真尾地区の太陽光発電について取り上げましたが、その中で、太陽光発電について改めて問題点を知ることができました。この9月議会では、太陽光発電の問題点を幾つか指摘し、県内の自治体で既に制定されている条例について防府市でも検討していくべきと考え、この点について伺います。

第1に、太陽光発電設備が地価の安い山林の斜面などで進められていることの問題であります。

太陽光発電設備が土地の価格が安い山林などで進められる場合、木を伐採することにより山の保水力が落ちること、あるいは地表の大部分をパネルによって覆うため、雨水が地中に浸透せず、パネルで集められた大量の水が地表面を短時間で流下し、局部的に地表面の浸食が進みやすいといったことが言われております。

近年の豪雨の中で、太陽光発電設備が崩落して道路や鉄道を塞いだりという事例も全国で散見され、ニュースとしてたびたび報じられています。

こうした中で、美祢市は、美祢市における太陽光発電設備の設置に関する条例を平成

30年3月に制定し、同年5月から施行しています。この美祢市の条例は、土砂災害に関するもので、この条例において、土砂災害警戒区域——イエローゾーンを、設置者が細心の注意を払うべき区域、注視区域に指定し、また、土砂災害特別警戒区域——レッドゾーンを、太陽光発電設備の設置を抑制する区域、抑制区域に指定し、工事内容等を事前に届けさせることにより、太陽光発電設備の適正な設置を促すものであります。

防府市の山側には多くの土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域があり、美祢市のような条例を制定すべきではないかと思いますが、市執行部のお考えを伺います。

第2に、景観に及ぼす影響であります。

環境省が令和2年3月に策定した太陽光発電の環境配慮ガイドラインにおいて、太陽光発電を巡る地域とのトラブル事例として、第1に景観を挙げ、豊かな自然や歴史的・文化的背景の下に形成された景観を持つ地域において、太陽光発電施設が設置される場合、景観に影響を及ぼす例がありますとし、ガイドラインの環境配慮のポイントの項では、景観資源には山岳や湖沼等に代表される自然景観資源、歴史的・文化的価値のある人文景観資源があること、主要な眺望点からの景観資源を望んだ際に、太陽光発電の事業区域がどうなるかのチェックの仕方、景観を守る対策として太陽光パネルを設置する支持台の高さを変えること、敷地境界から距離を取って太陽光パネルを配置し、境界部に植栽を施したり、周辺部の森林を残すことなどが対策として示されています。

県内では、山口市と長門市の景観条例で、いずれも敷地面積1,000平方メートルの太陽光発電施設を工作物と定め、景観法により、工作物の形態意匠の制限に適合しないものを、しようとするものに対して、景観行政団体の長、これは防府市の場合には市長になるとと思いますが、設計変更、その他の措置命令を発することができるなど定められています。太陽光発電設備の設置を規制するものではなく、景観法に基づく良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項について、規制をするというものであります。

防府市でも、長門市や山口市のように、景観条例による規制を検討すべきではないでしょうか。この点についての御見解を併せてお伺いいたします。

○議長（上田 和夫君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（入江 裕司君） 私からは、田中議員の太陽光発電に関する条例についての2点の御質問のうち、1点目の土砂災害警戒区域出の設置を規制する条例制定についてお答えします。

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律では、土砂災害特別区域及び土砂災害警戒区域を定めており、土砂災害特別警戒区域内への建築物の設置については一定の制限を設けられておりますが、一般的な太陽光発電施設は該当いたしません。

再生可能エネルギーを含むエネルギー施策の推進につきましては、国において、しっかり対応されるべきものと考えておりますので、太陽光発電に関する課題については、これまでも市長会を通じて国に要望をしており、市独自で条例等新たな規制をすることは考えておりません。今後とも、国や県の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（上田 和夫君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（石光 徹君） 私からは、2点目の景観条例による規制を検討すべきについての御質問にお答えします。

本市では、平成24年に防府市景観条例を制定し、太陽光発電施設を含む工作物については、建物の屋上など、地上から15メートルを超える位置に設置する場合を届出の対象としております。現在のところ、景観上の問題は生じておりませんので、引き続き現行の基準により運用をしてまいりたいと存じます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（上田 和夫君） 20番、田中健次議員。

○20番（田中 健次君） 国が対応すべきものというのは、確かにそのとおりであります。国が対応が非常に不十分なわけです。今、資源エネルギー庁のほうに出す申請は、要するに業者が自己チェックでチェックを入れてそれで出すと、それで書類が通るような形なわけです。許認可が県に下ろされれば県がきちっと対応できるかもしれませんが、国がやっていることは、唯一、問題があれば通報してくださいという、そういった窓口を開いているだけという状況です。

先ほどの土砂災害のとき、盛土だとか、そちらの条例の場合に言いましたけれども、国が非常に、法律が、整備が不十分な場合に、県や市が条例やガイドラインをつくるということですから、ぜひ、この点については前向きに進めて、今後、検討を入れていただきたいと思います。

今は、そういう事態は生じておりませんが、そういう事態が生じたら、例えば条例をつくって、遡ってですね、適用するなんてことができないわけですね。事前に予防的に作らざるを得ないわけです。条例を作って、それから、この前、届出があった分を規制しますなんていうことをやったら、これは必ず裁判になります。

そういうことはないでしょうけれども、例えば防府のゴルフ場がありますけれども、よその例では、ゴルフ場がうまくいなくて、そこが太陽光発電所になったというような事例も見られます。防府のゴルフ場がそういうふうになれば、その下には毛利邸がありますし、それを、今、とどめるようなものは防府市では法的には何もないということになりま

す。

例えばこういうことも考えて、今後、検討をいただきたいということを述べて、時間が参りましたので、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（上田 和夫君） 以上で、20番、田中健次議員の質問を終わります。

---

○議長（上田 和夫君） 次は、8番、村木議員。

〔8番 村木 正弘君 登壇〕

○8番（村木 正弘君） 「公明党」の村木正弘でございます。通告に従いまして、3項目質問させていただきます。

最初の質問は、逃げ遅れによる犠牲者ゼロを目指す、防災についてです。

今年8月11日から15日までの大雨で、14日の午後3時に市内に土砂災害に関する警戒レベル3、高齢者等避難が発令され、高齢者や障害のある方など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚、知人宅等に速やかに避難するように指示が出ました。

私の住んでいる小野地区にも小野小学校と真尾公会堂に避難所が開設されました。

また、午後5時40分には、小野地域の奥畑地区に土砂災害に関する警戒レベル4、避難指示が、災害基本法改正後、初めて発令されました。72時間の雨量では、過去最高となりました。

一級河川、佐波川水系におきましては、小野地区の十七谷川や高井地区の剣川において、護岸の崩落がありました。私の家の近所の十七谷川においては、約100メートルにわたり護岸の崩落被害を受けており、大雨の怖さを改めて実感いたしました。

一方、佐波川におきましては、公明党が推進してきた防災・減災国土強靱化のための3か年緊急対策で、この春まで小野地区の奈美から華城地区の植松まで、河川内の木々の伐採や浚渫工事が行われました。その効果で、大雨のときの水位が下がったと伺っております。

地震発生や近年急増しているゲリラ豪雨、台風情報など、テレビやラジオからの気象防災情報をはじめ、いざというときの避難情報は、命に関わるとても重要なものです。

市内では、防災ラジオが75歳以上の御家庭に1台ずつ配付されました。大変喜んでおられる年配の方もいらっしゃいました。災害後、近所の方々に聞いてみると、スピーカーからの放送は、サイレンは聞こえたけれど、雨音や川の音で音声は聞き取りづらかったと何人かの方から伺いました。川の流れるの音というのは、少ないときはせせらぎといい、心地のよい感じですが、大雨など水量が増えると一変します。私の家のすぐ前を流れる西

平谷川という小川も物すごい音がします。

5月20日に災害基本法が改正され、警戒レベルが5段階に分かりやすく統一されました。市からチラシも配布されています。このたびは、長雨の影響により土砂災害の危険性が高まったため、土砂災害警戒区域のある地区に高齢者等避難が出されましたが、洪水や高潮など地域によって災害リスクは様々であり、取るべき避難行動は変わってきます。いづれにしても、早期避難、的確な情報伝達が求められるのではないのでしょうか。

今回、エリアメールが突然鳴って、初めて土砂災害警戒レベル3が発令されました。いろいろ聞いてみると、1件目は、御高齢の御両親は、早く逃げないと危ないと言っているのに、50代の息子さんが、まだ、大丈夫と言われ、家庭内の意見が分かれていたとのこと。結局、避難はされていませんでした。2件目は、警戒レベル4、避難指示が発令されても、その地区の高齢者の方は、避難しなくても大丈夫と言われていたけど、市内に住むお孫さんに避難を促されて、やっと避難されたとのことでした。ほかには、避難所で世話をしてくれる方に申し訳がないから、避難所には行かないという方もおられました。

小野地区では、平成21年の豪雨災害を経験し、今まで何度も訓練してきましたが、一人ひとりに合った避難行動を地域で丁寧に一人ひとりが考えていく必要があると考えられます。

逃げ遅れによる犠牲者ゼロを目指すための早期避難、情報伝達、防災意識の向上の大切さを改めて考えさせられたところであり、より一層、力を入れるべきと考えるが、御所見を伺います。

次に、気象防災アドバイザーの活用についてです。

気象防災アドバイザーとは、去年10月に参議院本会議で、公明党の山口代表が、地域防災の向上を目指して、自治体の地域に即した気象予測を行う気象防災アドバイザーの拡充を念頭に、気象台OB・OGのさらなる活用を訴えたことをきっかけに大きく拡大しています。

国土交通大臣より委嘱されたもので、山口県在住の2人を含む、現在、全国で84名がおられます。地域の気象防災情報に詳しく、自治体の防災対策を支援する専門家です。災害時以外にも市民講座の講師や防災マニュアルの作成や見直し、防災訓練への協力など、幅広い活動が想定されています。

激甚化、頻発化する自然災害に備えるため、市民の皆様が安心して暮らせるために、気象専門家の役割はますます重要になっています。気象災害時の市民への気象情報の提供や避難誘導など、タイムラインに基づいて、適切に対応する力が求められています。現在、全国10自治体で、この気象防災アドバイザーが活躍しているとのことでした。

既に実績も積んでいます。2018年7月に西日本を中心とした集中豪雨被害で、徳島県三好市は、気象防災アドバイザーの助言を基に、早期に避難情報を発信し、死傷者の出るのを防いだとのこと。本市にも、気象災害情報が重要になってくると考えられますが、本市における気象防災アドバイザーの活用について、御所見をお伺いいたします。

○議長（上田 和夫君） 8番、村木議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 村木議員の逃げ遅れによる犠牲者ゼロを目指す、防災についての2点の御質問にお答えいたします。

防災対策は、大切な市民の皆様の命を守るという市政の基本でございますので、引き続き、しっかりと取り組んでまいります。

まず、1点目の住民の早期避難対策、情報伝達及び防災意識の向上についてです。

国においては、本年5月に避難のタイミングを明確にするため、市町村が発令する警戒レベル4の避難情報を避難指示に一本化するなど、避難対策の強化を図られたところでございます。

こうした中、本市では、気象状況を的確に判断し、早めにかつ安全に避難できるよう、最大限の配慮をした対応に努めております。

このたびの8月の大雨では、土砂災害の危険性が高まったため、安全な避難誘導を考慮し、午後の早い時間帯、そして雨が小康状態となるを見計らい、市内の13地域、105地区へ高齢者等避難を発令いたしました。

また、その後、佐波川の山口市漆尾の水位が上昇したことにより、孤立するおそれのある小野地域の奥畑地区へ、日が明るいうちに避難指示を発令いたしました。

避難情報の発令に当たっては、的確かつ迅速な避難行動につながるよう、防災行政無線や広報車をはじめ、防災ラジオ、緊急速報メールなど、様々な手段で避難情報を伝達しております。

今年度は、さらなる情報伝達の充実を図るため、新規事業といたしまして、75歳以上の高齢者のいらっしゃる世帯に防災ラジオの配備を進めております。

こうした伝達手段の充実も必要なことですが、私は、まず助かりたい、そして共に助け合いたいという気持ちを地域の皆様に強く持っていただくことが何より大切であると考えており、このことを訴えてきたところでございます。コロナ禍ではありますが、本年6月に、小野、右田、玉祖の3地域において、地域で声をかけ合い、早めの避難行動が取れるよう、住民主体の防災訓練を実施いたしました。

また、避難情報の変更やハザードマップの見方等を網羅したリーフレットの全戸配布や、

議員も参加された防災リーダー研修会等あらゆる機会を通じて、命を守るためにまずは逃げることの重要性を啓発しているところでございます。

今後も、自治会や防災士等連絡協議会と連携しながら、市民の皆様の防災意識の向上を図るため、粘り強く取り組んでまいります。

防災対策にこれで十分ということはありません。このたびの大雨では、国の制度改正後、初めて全国各地で避難指示等が発令された中、本市においても、事前の準備に従って対応いたしました。各部局間の連絡体制など課題も散見されました。この教訓を次に生かしていくため、課題を真摯に整理し、今後、庁舎の解体建設に伴い、敷地内の動線が制限されることも踏まえ、ウェブを活用した庁内の迅速な連絡体制の構築等、さらなる防災危機管理体制の強化を急ぎたいと考えております。

次に、2点目の気象防災アドバイザーの活用についてです。

的確な避難情報を発令するためには、気象状況の把握が大変重要となります。本市では、防災に関する知識、経験を有する消防職員や退職自衛官の配置をはじめ、防災危機管理課の体制を強化しております。

さらに、雨量河川水位の観測データや、気象予報を的確に確認できるシステムを整備し、効率的な気象の監視等を行っております。

また、緊急時には、下関地方気象台長から、直接、私の携帯電話に連絡が入るホットラインも構築しております。先日お会いする機会がございましたので、その際、議員お尋ねの気象防災アドバイザーについての御説明もいただいております。今後、各種研修会での講師など、幅広く活用を検討してまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（上田 和夫君） 8番、村木議員。

○8番（村木 正弘君） 御答弁ありがとうございます。

事前に準備されていた対応ができた一方で、課題もあったと御答弁がございました。今回は人命に関わる大きな被害が発生せず、本当に安堵したところですが、このたびの経験、教訓を生かし、防災力の強化につなげていきたいと思っております。

市民の安心・安全のため、災害が起こったとき、逃げ遅れによる犠牲者を絶対に出さないために、早期避難、情報の伝達、防災意識の向上により、より一層の取組を期待いたします。

また、気象防災アドバイザーの今後の研修の講師や、これからの幅広い活用を要望いたしまして、この質問を終わらせていただきます。

次に、公園整備についての質問をさせていただきます。

1つ目は、誰もが一緒に遊べるインクルーシブ公園の導入について伺います。

現在、市内にも憩いや遊び、防災などの目的で設置されている公園が数か所あります。公明党の先輩議員も公園については、何度か質問されています。健康増進のための器具の設置は、いろんな公園で見かけるようになりました。

公園とは、子どもたちからお年寄りまで幅広い年齢層の方々が、自然との触れ合いのできる心地のよい、開放感のある最高の場所であります。その公園に行っても、楽しく遊べない子どもたちが1割以上いらっしゃるようです。障害のある子どもさんがおられる家庭から、障害のある子も、障害のない子も誰もが一緒に遊べる公園、インクルーシブ公園を求める声が全国に広がっています。

例えば、車椅子のまま乗れる回転遊具、車椅子の高さで遊べる砂場、体幹の弱い子どもには、背もたれやベルトのついたブランコ、また、五感を通じて楽しむユニバーサルデザインの遊具、海外では、公園の説明表記は、知的発達に遅れのある子でも分かりやすいシンプルな絵で表現されていたり、アルファベットが手話で表記されていて、手で会話することを自然に学んだりできる遊具があるそうです。

インクルーシブとは、包摂的、包み込むようなという意味を持ちます。グローバルな現在の社会を構成する、全ての人は様々な特性、ニーズを持っていることを前提に、性別や人種・国籍、障害の有無など、その属性によって排除されることはなく、誰もが分け隔てられることはなく、一緒に当たり前で生活することができることを意味します。反対語は、エクスクルーシブ、排除的、仲間外れにするとということです。

2006年にバリアフリー法が施行されて以降、公園にも障害者用の駐車場、多機能トイレなどのユニバーサルデザインが取り入れられるようになっておりますが、子どもたちのための遊び場に関して、残念ながらほぼ手つかずの状態ではないでしょうか。これは、コロナ禍で大型複合遊具が使えなくなる前の話ですが、インクルーシブの視点で、市内の公園を歩いてみたところ、子どもの遊び場として人気のあるメバル公園には、車椅子で利用できるインクルーシブ遊具、がんばるメバル号、ゆっくりタコさん、すくすくシーパラダイスがありました。幾つかの遊びアイテムもありました。

向島運動公園やほかの公園にも行ってみたところ、歩くと段差があり、インクルーシブ遊具は見当たりませんでした。よく遊び、よく学べと、昔からよく言うし聞きますが、公園はそれができる場所だと思います。障害のある方にどう接していいのかわからないという方が多いと聞いています。

防府市出身、車椅子女子バスケットボールの財満選手が活躍された東京パラリンピックは、多様性を尊重する社会の現れを象徴する行事であり、障害に対する意識が変わり、共



生社会が加速する大きな契機となっています。障害のある子と障害のない子が一緒に遊ぶことで、子どもたちが学ぶことは多いと思います。また、大きくなっても役に立ちます。それに関わる大人たちが学ぶことも多いのではないのでしょうか。

メバル公園のインクルーシブ遊具の増設をしていく等、今後、誰もが一緒に遊べるインクルーシブ遊具を備えた公園を整備していくことが必要だと考えますが、いかがでしょうか。御所見をお伺いします。

2つ目は、スケートボード場の整備についてです。

東京オリンピック2020では、野球の金メダルは、さすがでした。柔道もメダルラッシュが圧巻でした。その中でも気になったのは、若い日本人がたくさんメダルを取ったスケートボードです。東京五輪が終わって、スケートボードの愛好家も増えていると伺っています。

山口県でスケートボード場は4か所程度しかなく、県央部にある防府市の桑山公園には、数少ない施設のうちの一つ、スケートスペース770があります。気になって行ってみました。数名がおられ、愛好者が毎日のように使用されていて、技を磨かれています。

スケートスペース770は、平成12年3月に建設され、年数がたっているので、滑る路面も、技を決めるセクションもかなり傷んでいて、事故につながるのではないかと懸念しています。

今後、使用される方が安心して楽しむため、整備が必要になると考えますが、いかがでしょうか。御所見をお伺いいたします。

○議長（上田 和夫君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（石光 徹君） 村木議員の公園の整備についての2点の御質問について、お答えします。

まず、1点目のインクルーシブ公園についてでございます。

公園は、市民の交流の場やレクリエーション活動の場など、様々な役割を担っているとともに、災害時には避難所ともなる、市民の皆様にとって身近で重要な施設でございます。

このため、本市では、子どもから高齢者まで多くの方々が利用しやすいよう、バリアフリーの視点を取り入れ、園路の幅を確保する、段差をなくす、多目的トイレの設置など、利便性や安全性の向上を図っております。

また、メバル公園には、車椅子に乗ったまま遊べるよう、スロープの設置、高さの低い遊具などの設置など、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた遊具を設置しております。

こうした中、近年、障害の有無や年齢、性別にかかわらず、様々な方が一緒に公園を利用いただけることができるインクルーシブという新しい考え方が注目されているところで

ございます。公園づくりにおいて、大切な視点であると考えております。

県におかれましては、今年度から山口きらら公園で具体的な取組を研究されているところでございます。その情報を頂くとともに、障害者団体等から御意見も伺いながら、今後の公園づくりにおいて、インクルーシブの視点をどのように取り入れていくことができるか、検討してまいります。

次に、2点目のスケートボード施設の整備についてでございます。

本市には、桑山公園にスケートスペース770、向島運動公園にローラースケート場がございます。

先般開催されました東京オリンピックのスケートボード競技では、日本人選手が金メダルを獲得するなど話題を集めたこともあり、これらの公園では、スケートボードの利用者が増加するのではないかと考えております。

遊具につきましては、毎年、安全点検をもとに、計画的に修繕等を行っておりますが、議員御指摘のスケートスペースにつきましては、利用者も増えることが考えられますので、けがにつながらないように、より一層、安全・安心の視点から必要な修繕を行ってまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（上田 和夫君） 8番、村木議員。

○8番（村木 正弘君） 御答弁ありがとうございます。スケートスペース770は使用される方が安心して使用できるよう要望いたします。

インクルーシブ公園は子ども本人が多様な人と交流し、様々な経験が得られ、主体的に判断し行動することができる力を養うことが期待できます。

また、地域社会においても障害のある子どもに対する理解促進が図られると考えられますので、誰もが一緒に遊べるインクルーシブ公園、遊具が身近な公園に広がるよう要望いたしまして、この質問を終わります。

最後の質問です。コロナ禍における、読書のバリアフリー対策について質問いたします。

良書を読むのはよい人との交わりに似ているとは、アメリカン・ルネサンスのエマソンの言葉です。また、読書は青少年のみならず、大人たちにとっても日常性に埋没せず、人生の越し方、行く末を熟慮するよいチャンスとなるとも言います。

公明党はこれまでも子どもたちの読書の活動推進に学校での朝の10分間読書運動や読み聞かせ運動、赤ちゃんとその周りの大人たちが肌のぬくもりを感じながら、言葉と心を交わすかけがえのないひとときを絵本を介して応援をする運動であるブックスタート事業などの読書活動の推進を訴えてまいりました。

本市では、図書館から遠いところに住んでいる人にもサービスのできる図書館として、平成23年11月から運行を始めたわっしょい文庫、子どもたちの読書活動を進めていく図書館として、子どもたちの調べる学習能力を向上させるため、平成25年度から小学生対象に防府市調べる学習コンクールなど、子どもたちの読書に対する興味、関心や意欲を高める取組をされています。

また、弱視者、視力の衰えた高齢者の方でも読める普通の文字より大きく、太い文字で組み替えられた図書の大活字本や、字を大きくできる拡大読書器や拡大鏡、リーディングルーペ、リーディングトラッカーなども利用して読書をすることができます。

また、新聞の広告に興味がある本が出ていて、図書館にない場合は、頼めば仕入れていただけたので大変嬉しかったと言われていた市民の方もいらっしゃいます。大変に誇らしい図書館であると思います。

しかし、防府市教育委員会が発行した第2次防府市図書館サービス振興基本計画の中で、平成29年度からの入館者数を見ますと、29年度が25万8,584人、平成30年度は25万3,135人、令和元年度が22万9,980人、令和2年度は15万8,017人となっています。

貸出し冊数でも、平成30年度が58万5,667冊、令和元年度は53万7,738冊、令和2年度は46万6,690冊となって、かなり減ってきています。

去年はコロナ感染症の対策として緊急事態宣言が発令され、多くの図書館が休館となりました。防府市図書館も去年の5月はほとんど休館、今年の5月も休館が半月以上ありました。現在も8月28日から9月12日まで臨時休館になっています。感染拡大によって、人々の生活様式は大きく変わりました。自粛生活を余儀なくされ、外に出たくない、家で読書をという人も少なくはないのではないのでしょうか。

活字離れ、読書離れと言われる昨今ではありますが、出版物の売上げが増加傾向にあるとの報道もありました。伸びを見せているのが電子図書であります。

電子図書は、専用の情報端末をはじめ、パソコン、タブレット端末、スマートフォンといった電子機器の画面で電子書籍を借りて読める。24時間、365日利用でき、2週間の貸出期間を過ぎると自動的に返却される。病気で入院したときや仕事の都合でどうしても返却に行かれない場合や、コロナ禍のような不測の事態で休館になった場合でも利用者が自分の端末、スマートフォンやタブレットなどで本に触れることができます。蔵書は文学や必要書など幅広く、挿絵が動く絵本や電子書籍ならではのコンテンツもあります。もちろん字の大きさなどは読む方に合わせて自由にサイズを変えて読むことが可能です。

大人になって失明した方は点字を読むことが難しいため、音声頼りになりますので、文

章を読み上げる小説などもあります。コロナ禍の中で来館しないで人との接触を避けられ、外出自粛で自宅にいる人も借りることができます。最近では室内でペットを飼っていらっしゃる方が増え、ペットが本をかじったり、小さなお子さんがページを破いたり、落書きをしてしまったりすることがあると伺っています。

図書館側も蔵書スペースの制約の解消や督促作業の省略など、多くのメリットがあるのではないのでしょうか。図書館サービスは教育及び文化の情報拠点として重要です。全ての人がいつでも利用できることが求められます。コロナ禍における読書のバリアフリー対策としての弱視者や視力が衰えた高齢者向けの大活字本の充実や来館せずに図書館を利用できる電子書籍の導入が必要だと考えますが、いかがでしょうか。御所見をお伺いいたします。

○議長（上田 和夫君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長。

○教育部長（杉江 純一君） 村木議員のコロナ禍における読書バリアフリー対策についての御質問にお答えします。

初めに、弱視者や視力が衰えた高齢者向けの大活字本についてです。大活字本につきましては、弱視の方、文字が読みづらくなった方などに手軽に楽しく読書をしていただくため、配備を進め、現在は小説や実用書などニーズが高い分野を中心に、約800冊の図書を市民の皆様にご利用いただいております。

本年3月に策定いたしました第2次防府市図書館サービス振興基本計画にも位置づけており、今後もさらに多くの市民の皆様にご利用いただけるよう、計画的に整備するとともに、周知についてもしっかりと行ってまいります。

次に、電子図書の導入についてです。三哲文庫防府図書館におきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、昨年は3月から5月にかけて断続的に、そして本年は先月末から臨時に休館し、多くの市民の皆様にご不便をおかけしている状況にあります。

議員御案内のとおり、電子図書は自宅や外出先、また図書館の休館中でも利用できるなど、時間や場所に制約がなく、紙の図書とは異なり、文字の大きさを調整することができ、そして未返却や汚損、破損の恐れがないなどのメリットがございます。

一方で、出版されている書籍や資料の全てが電子化されておらず、また図書館で利用可能な電子図書も限定されるなどの課題もあったことから、これまで導入を見送っておりましたが、急速なデジタル化の進展やコロナ禍による巣ごもり需要により、電子図書の利用者や出版の数も増加傾向にあります。

教育委員会といたしましては、コロナとの共存を前提とした新しい生活様式に対応し、また市民の皆様のご多様なニーズに添えていくためにも、今後電子図書の導入に向けて、具

体的に検討してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（上田 和夫君） 8番、村木議員。

○8番（村木 正弘君） 前向きな答弁ありがとうございます。大活字本の拡充と電子図書の導入、よろしく願いいたします。

尾道市では市内の全小・中学生に市立図書館の電子図書館のIDとパスワードを発行し、国のGIGAスクール構想で1人1台貸与されたタブレット端末を使った読書などや、調べ学習を行われているそうです。無線LANの有償貸出しも検討されているそうです。

本市でも新しいサービスの提供をよろしく願います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（上田 和夫君） 以上で、8番、村木議員の質問を終わります。

---

○議長（上田 和夫君） 次は、10番、吉村議員。

〔10番 吉村祐太郎君 登壇〕

○10番（吉村祐太郎君） 「敬天会」の吉村祐太郎でございます。

まず初めに、今回の私の質問は、高齢の方に耳が痛い内容である可能性がありますので、該当されると思われる方は、中継を切る、もしくは深呼吸していただくことをお勧めいたします。

それでは、通告に従って質問をさせていただきます。

1点目の敬老会についてです。

コロナ禍の現在、敬老会を開催している自治会はほとんどございません。敬老会対象者の75歳以上ですが、平均寿命の延伸により、75歳までの生存率は、男性75.85%、女性88.22%とかなりの割合であり、今後もますます後期高齢者は増えていくと予想されます。現代では、75歳以上生きるということは、生存率を見ても困難なことではなくなってきています。自治会の負担軽減、本当の意味で長寿を祝うためにも、対象年齢を引き上げてはどうかと思います。

では、質問をいたします。市は敬老会の開催等の経費の一部を補助されています。防府市敬老会等補助金交付要綱では、対象者数は当該年度の9月1日現在において、翌年の4月1日までに75歳以上になるものとされておりますが、この対象年齢を引き上げることを考えてみてはいかがでしょうか。

○議長（上田 和夫君） 10番、吉村議員の質問に対する答弁を求めます。健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤井 隆君） 吉村議員の敬老会についての御質問にお答えいたします。

敬老会は国民の祝日である敬老の日を中心に、多年にわたり社会の発展に貢献されてこられた御苦勞をねぎらい、敬愛の意を表し、長寿を祝うことを目的として開催されています。

昨年度及び今年度は、コロナ禍のため、各地区とも敬老会の開催を自粛されていますが、それ以前の令和元年度では市内9地区において地区、もしくは単位自治会が敬老会を開催され、その他の地区においても敬老会に準ずる長寿を祝う取組を実施されておられます。

さて、御質問の防府市敬老会等補助金の対象年齢の引上げについてです。本市では、議員御案内のとおり、各地区の社会福祉協議会や自治会が開催される敬老会など、高齢者の長寿を祝う取組に対し、その経費の一部を補助しております。この補助金の要綱は平成11年度に制定しており、長年75歳以上を対象としてきた実績があり、各地域においても敬老会の対象年齢として定着していると考えております。

また、昨年度、要綱の見直しをしており、対象年齢はそのままとし、敬老会を開催された地域については、対象者1人当たりの補助金額を昨年度の1,100円から今年度は1,500円に拡充したところでございます。

これらのことから、対象年齢を75歳以上としていることについては、現在のところ、見直す予定はございません。今後、新型コロナウイルス感染症が収まった後には、各地域において敬老会を開催し、お祝いをしていただきたいと思いますと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（上田 和夫君） 10番、吉村議員。

○10番（吉村祐太郎君） 敬老会の対象年齢を見直すことはないという御答弁でありましたが、私も今は卒業した自治会を、自治会長をやらせていただいているときに、地域によっては75歳以上の方が自ら準備して自ら祝うという行為が本当にお祝いとして成立しているのかどうか疑問に思っておりました。今後ますます状況が悪化する可能性がありますので、また今後も検討していただきたいことをしっかりと要望をいたしまして、この項を終わります。

2点目の市広報、回覧についてです。

現在、市広報、回覧は紙ベースですが、感染症対策的にも時代的にも適正な方法はデジタルと紙のハイブリットだと思っております。

先日、回覧を回している様子を目撃したのですが、割と高齢の方が紙をめくる際に、指をべろっとなめていらっしゃったのを見て、うちには回ってこなくてよかったと、ほっと

一息ついたところでございます。

コロナ禍だからこそ、デジタルに対応できる方の割合を把握したり、今後、広報の在り方を見直していくにはいい時期なんだと、私自身思っております。また、共働き世代では家に不在なことも多く、回覧板自体が負担だという声もお聞きしております。

私の家には回ってこないもので、回覧というのは絶滅して、そろそろ化石が、回覧板の化石が見つかるであろうと思っておりましたので、回覧がまだあることについては驚きを隠せません。

では、質問をいたします。市は、現在紙媒体で市広報や回覧の配布をされておりますが、デジタル化の流れが来ている現在において、デジタル媒体による配付の予定はあるでしょうか。また、デジタル媒体による配付に対応できる方の割合は把握されておりますでしょうか。

○議長（上田 和夫君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総合政策部長。

○総合政策部長（石丸 泰三君） 吉村議員の市広報、回覧についての御質問にお答えいたします。

1点目の、市広報や回覧のデジタル媒体での配布予定についてのお尋ねでございます。

市広報は、市民の皆様にとって最も身近な広報媒体であると同時に、市政情報をしっかりと発信する重要な伝達手段と考えております。市政情報については、市民の皆様が必ずしもその全てに関心を持っていただいているとは考えておりませんので、関心の有無を問わず、市民の皆様に満遍なくお知らせする必要がある情報、例えば、今回の9月1日号の市広報に掲載いたしました台風シーズンに備えたお知らせ記事などにも目を通していただく機会を確実に提供するため、自治会を通じた紙媒体での全戸配布は必要であると考えております。

さらに、御家庭に届いた市広報を手にとっていただくため、特に毎月1日号についてはインパクトのある表紙や特集記事の掲載など、内容を充実することで、より魅力あるものになるよう努めているところでございます。

また、電子媒体でも市広報を御覧いただけるよう、本市のホームページやスマートアプリのマチイロなどへの掲載も行っているところでございます。

なお、市からの行政文書の回覧につきましても、市広報と同様、市民の皆様に必要な情報をお知らせするため、紙媒体で配布することが必要であると考えておりますことから、デジタル媒体での配布予定はございません。

2点目のデジタル媒体による配布に対応可能な市民の把握についてでございます。

よりよい市広報としていくため、市民の皆様の様々な御意見をお聞きすることは重要で

あると考えておりますことから、平成30年度に市広報全般に関するアンケート調査を実施しておりますが、デジタル化に対応できるかどうかの問いは設けておらず、お尋ねのデータは持っていません。

当面の間、自治会の皆様に御協力いただき、紙媒体での全戸配布を継続する中で、広報の配布方法や行政文書の閲覧方法に関して、社会情勢の変化やデジタル化の進捗状況を注視してまいりたいと存じます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（上田 和夫君） 10番、吉村議員。

○10番（吉村祐太郎君） 御答弁ありがとうございます。まだまだ紙がなくなるということ、ちょっと残念ではありますが、マチイロで市広報が見れるということも今確認できましたし、今後そのデジタル化をしていく上で、市役所のサービスがデジタル化していく上で、対応できる人の割合というのは市広報に限らず、確実に把握しておいたほうがいいと思っておりますし、何せ今年は自治会が行事が少ない年でありますので、割と会議等も少ないというふうなことを聞いておりますので、そういうところを使って、今後把握されるかどうかしっかり検討いただきたいことを強く要望いたしまして、この項を終わります。

3点目の、公民館におけるスマートフォン・タブレット講座についてです。

現在、公民館においてスマートフォン・タブレットの講座が開かれていることは知っております。ですが、開催頻度が低く、また反復して講座を受けることが非常に難しい状況です。今後、スマートフォン・タブレットが普及していき、DX化が進む社会の中で、一人でも多くの方が対応し、使えるようになり、時代に取り残されないためにも、スマートフォンやタブレットの講座の開催は必要不可欠であります。

そこで質問です。現在あるスマートフォン・タブレットの講座について、回数を増やしていくということは可能でしょうか。

○議長（上田 和夫君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 吉村議員の公民館におけるスマートフォン・タブレット講座等についての御質問にお答えいたします。

私は、新型コロナウイルス感染症の対策を巡り、窓口業務のオンライン手続をはじめ、リモートワークなど、行政や社会のデジタル化の遅れが様々な場面で浮き彫りとなったことから、市民生活の利便性の向上と効率的な行政運営のためには、デジタル化の推進が非常に大切であると改めて認識いたしました。



このため、4月から私を本部長とするデジタル推進本部を立ち上げたほか、専門的な知識や経験を有する民間の優秀な人材を任用するなど、デジタル推進体制の強化に取り組んでおります。

また、デジタル社会の基盤となりますマイナンバーカードの普及促進を図るとともに、このたび債務負担行為をお願いしております新庁舎におきましても、情報通信技術を最大限活用し、状況の変化に柔軟に対応できる窓口サービスを整えるなど、市民サービスの向上を図ることとしております。

地域に身近な公民館におきましても、市役所窓口とオンラインで接続し、行政相談等が行えるようデジタル化に対応した機能強化を進めております。

しかしながら、公民館でのタブレット端末を活用したオンライン相談の利用実績は月に数件程度となっており、また、高齢者に対する新型コロナワクチンの予約ではウェブ予約を補助する職員の配置が必要となるなど、デジタル化を進めるに当たっては、高齢者をはじめとしたインターネットを活用できない人が、分かりやすく、安心して使える環境整備が必要であると強く感じております。

そこで、デジタルをより身近に感じていただけるよう、県のシビックテックチャレンジ YAMAGUCHI を活用し、民間企業と連携、協働して公民館のオンライン相談の利便性向上を目指すほか、専門家を講師としたスマートフォン体験教室を本年度より公民館で行っております。

このスマートフォン体験教室は、高齢者のデジタル社会参加への入り口として大変有効でございます。また、国においても今後5年間でスマートフォン等を使いこなすことができる高齢者の割合を70%に引き上げることを目標に掲げていることから、議員の御提案にもありますとおり、今後開催回数や場所を拡充し、全公民館において開催できるよう取り組んでまいります。

生活を豊かにするICT機器の利活用においては、誰一人取り残されることなく、全ての皆様がデジタル化の恩恵を享受できるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（上田 和夫君） 10番、吉村議員。

○10番（吉村祐太郎君） 前向きな御答弁ありがとうございました。

先日、私が私服で公民館に行った際、各館の事務の方にタブレットって詳しいですかと聞いたら、実は余り詳しくないと言われておまして、市が配ったのはタブレットではなく、もしかしたらただの板であったのではないかと思ったところがございますので、そういうものがあるところに関しましては、しっかり係の方も教育していただきますよう御要

望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（上田 和夫君） 以上で、10番、吉村議員の質問を終わります。

---

○議長（上田 和夫君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 和夫君） 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。お疲れさまでした。

午後2時11分 延会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年9月10日

防府市議会議長 上 田 和 夫

防府市議会議員 森 重 豊

防府市議会議員 石 田 卓 成